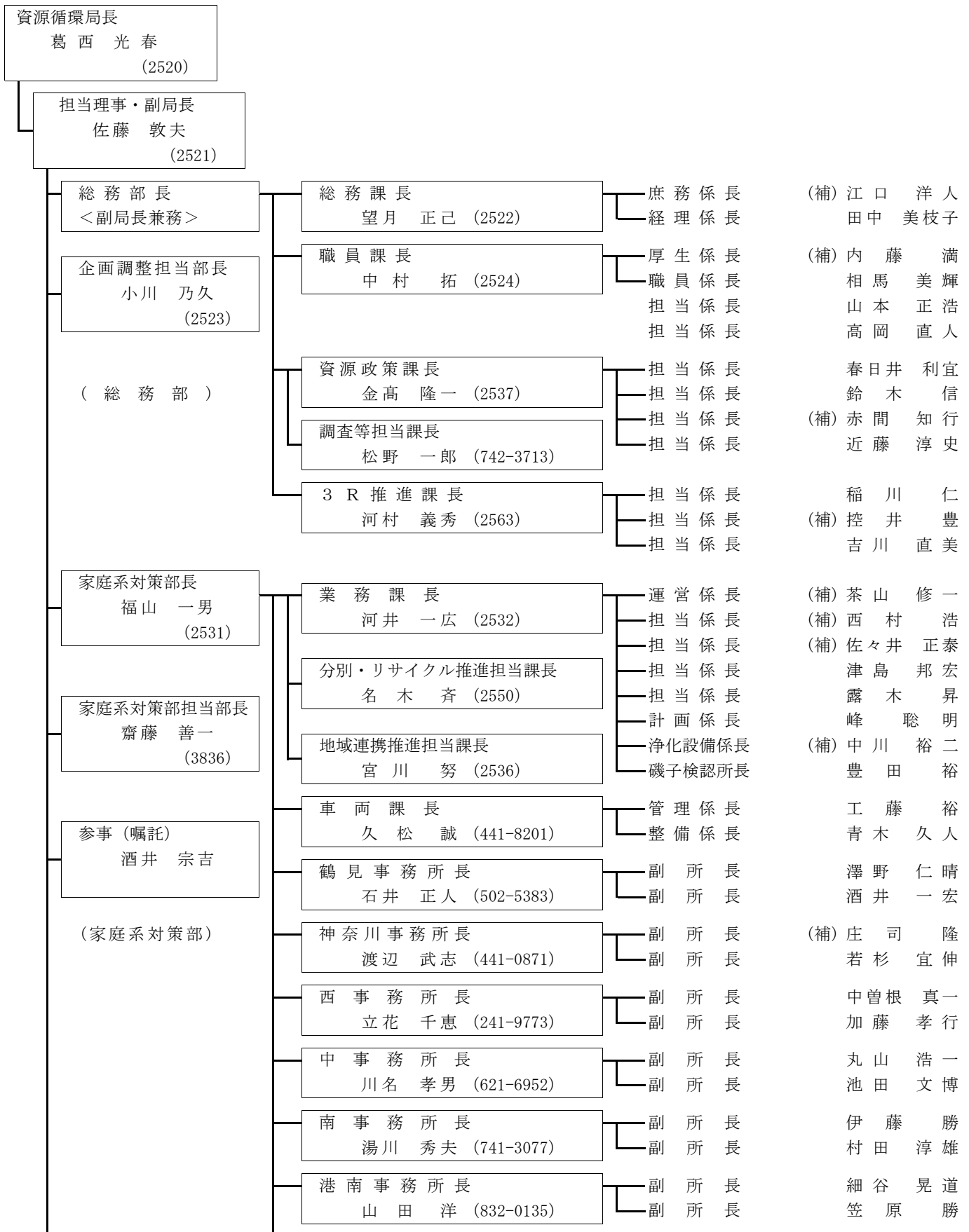
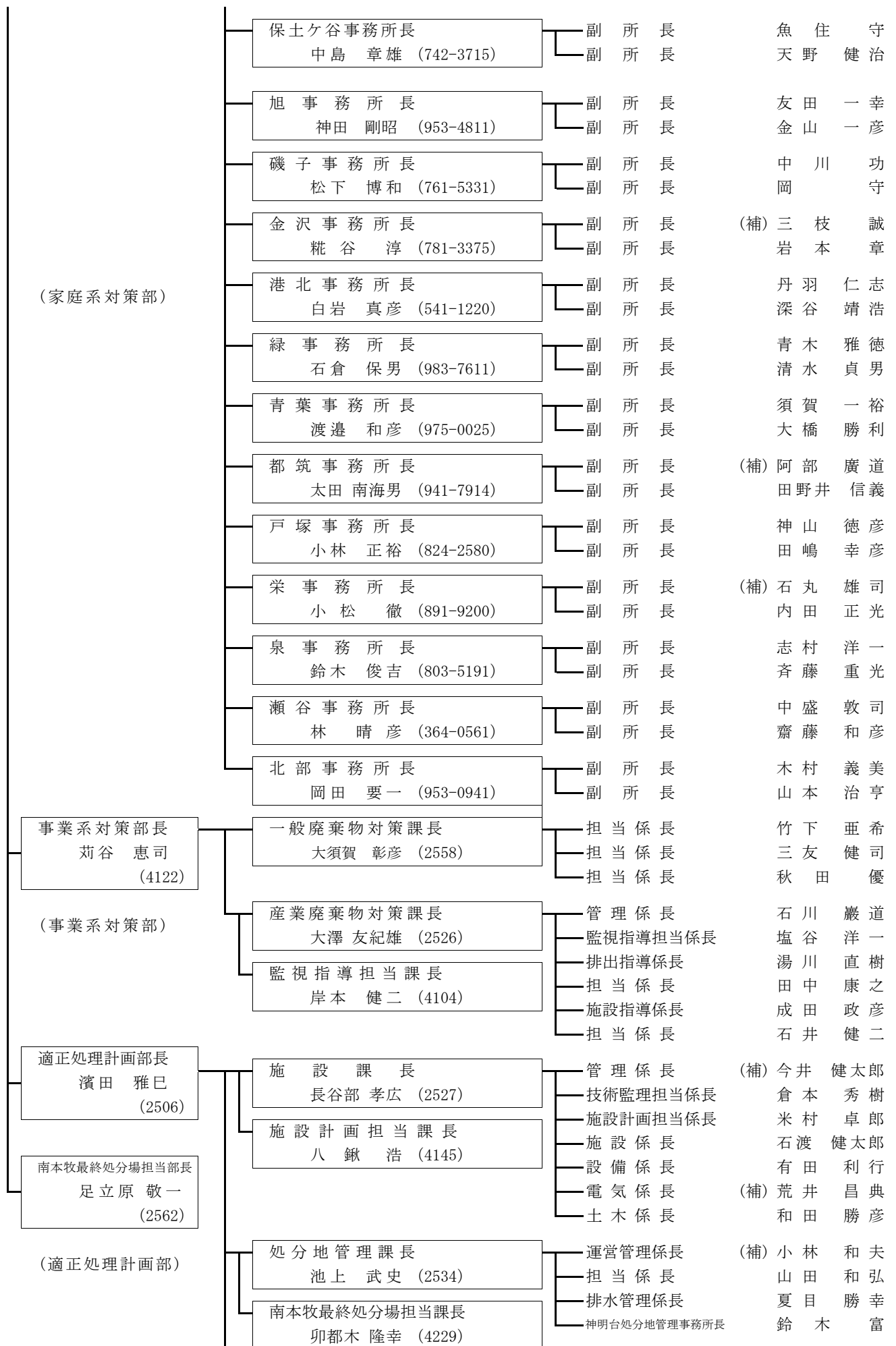


第1 機構・組織・人員及び予算

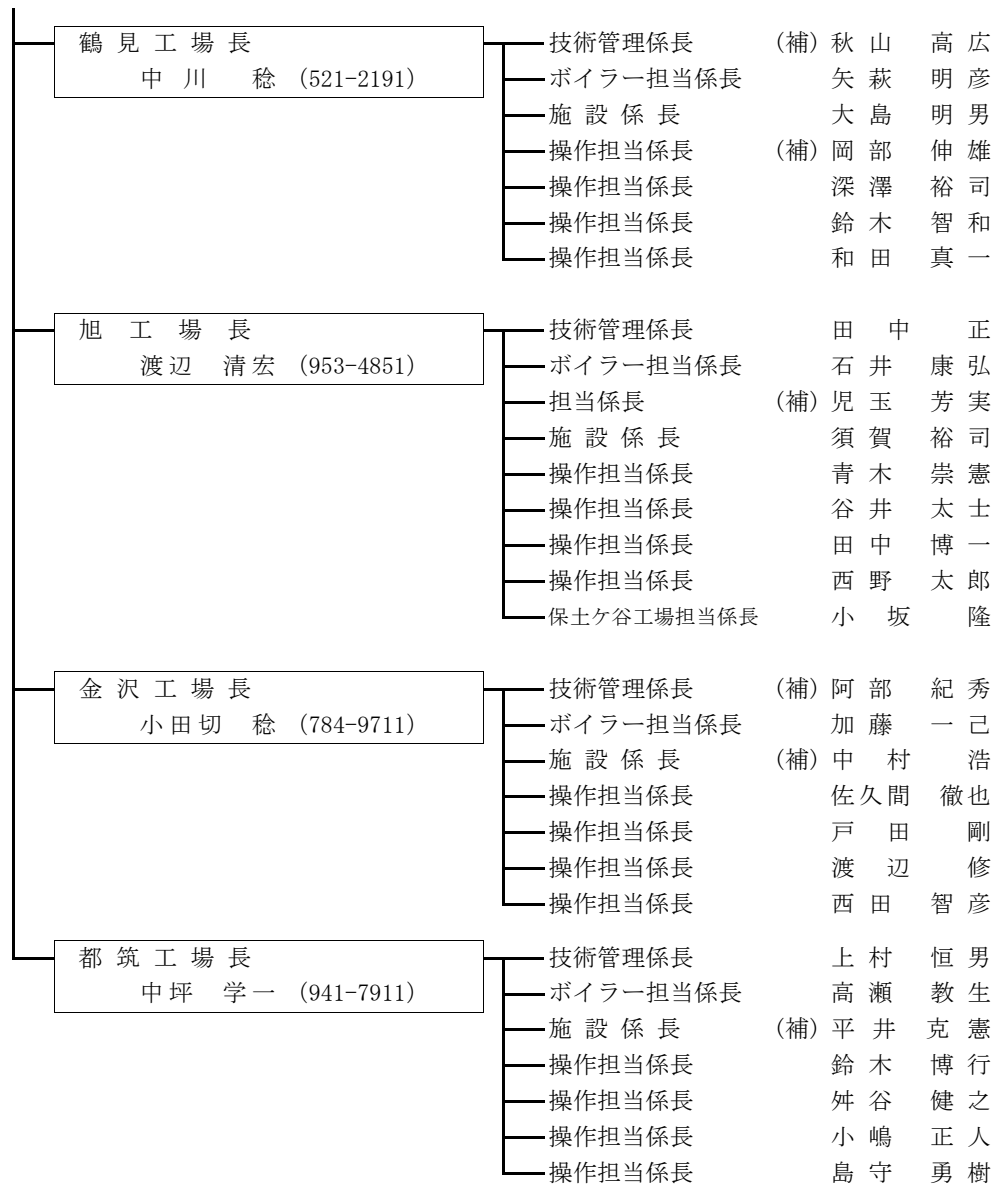
1 資源循環局組織図(平成26年5月1日)

(補)は課長補佐





(適正処理計画部)



公益財団法人 横浜市資源循環公社	
部長	大澤 吉輝
公益社団法人 全国都市清掃会議	
課長	安室 睦芳
環境省	
課長	生井 秀一
係長	島田 大地
経済産業省	
係長	金田 京平

2 資源循環局事務分掌

総務部

総務課

庶務係

- 1 局内の文書に関すること。
- 2 局内の事務事業の連絡調整に関すること。
- 3 局に属する庁舎の管理及び庁中取締りに関すること。
- 4 局に属する財産の管理に関すること。
- 5 局の危機管理に関すること。
- 6 局の事務事業の広聴に関すること。
- 7 公益財団法人横浜市資源循環公社に関すること。
- 8 他の部、課、係の主管に属しないこと。

経理係

- 1 局内の予算及び決算に関すること。
- 2 局内の予算執行の調整に関すること。
- 3 一般廃棄物の処理に係る手数料等の徴収及び減免に関すること。
- 4 産業廃棄物の処分に要する費用等の徴収に関すること。
- 5 廃棄物処理の原価計算に関すること。
- 6 その他局内の経理及び一般廃棄物の処理に係る手数料に関すること。

職員課

厚生係

- 1 局所属職員の福利厚生に関すること。
- 2 局所属職員の安全衛生管理の総括に関すること。
- 3 局所属職員の研修に関すること。
- 4 局所属職員の公務災害に関すること。
- 5 局所属職員の事故の防止及びその処理に関すること。
- 6 他の係の主管に属しないこと。

職員係

- 1 局所属職員の人事に関すること。
- 2 局所属職員の給与その他の勤務条件その他労務に関すること。

資源政策課

- 1 一般廃棄物処理事業に関する基本的な計画の立案及び進行管理に関すること。
- 2 局の重要施策の企画及び総合調整に関すること。
- 3 横浜市廃棄物減量化・資源化等推進審議会に関すること。
- 4 局の事務事業の広報及び情報化に係る企画並びに総合調整等に関すること。
- 5 一般廃棄物に関する情報の収集及び分析並びに統計の作成に関すること。
- 6 局の主管する事務事業に係る廃棄物等の調査、試験、研究等及びこれらを踏まえた局の施

策の推進に係る企画調整等に関すること。

- 7 局の主管する事務事業に係る廃棄物等の公害防止に関する調査及び指導に関すること。

3 R推進課

- 1 廃棄物等の発生抑制、再使用及び再生利用の推進に係る企画調整に関すること。
- 2 他区局・統括本部との連携による局の施策の総合的な立案及び推進に関すること。
- 3 廃棄物等の資源化のための施策の立案及び総合調整に関すること。

家庭系対策部

業務課

運営係

- 1 事務所（北部事務所を除く。）に関すること（他の係の主管に属するものを除く。）。
- 2 輸送中継施設の運営管理に関すること。
- 3 資源化に係る中間処理施設及び一時保管施設の運営管理に関すること。
- 4 その他一般廃棄物の処理に関すること（他の課、係の主管に属するものを除く。）。
- 5 一般廃棄物（事業系一般廃棄物を除く。）の発生抑制、再使用及び再生利用に関すること。
- 6 地域における発生抑制、再使用及び再生利用に向けた事業の推進に関すること。
- 7 環境事業推進委員に関すること。
- 8 街の美化の推進に関すること（他の局、部の主管に属するものを除く。）。
- 9 不法投棄廃棄物に関すること。
- 10 横浜市放置自動車及び沈船等廃物判定委員会に関すること。
- 11 部内他の課、係の主管に属しないこと。

計画係

- 1 一般廃棄物（し尿を除く。）の収集及び運搬に係る実施の計画及び調整等に関すること。
- 2 収集及び運搬に係る車両の配車計画に関すること。
- 3 一般廃棄物（し尿を除く。）の収集及び運搬に係る調査研究に関すること。

浄化設備係

- 1 浄化槽（地域共同浄化槽を含む。以下この部中同じ。）の設置に係る届出の受理及び審査並びに指導監督に関すること。
- 2 浄化槽の維持管理状況に係る報告その他浄化槽に係る届出の受理及び指導に関すること。
- 3 浄化槽の維持管理についての指導監督に関すること。
- 4 浄化槽清掃業の許可及び指導監督に関すること。
- 5 浄化槽関係団体の指導に関すること。
- 6 一般廃棄物（し尿に限る。）の処理に係る調査研究及び実施の計画に関すること。
- 7 し尿及び浄化槽の汚泥の処分に関すること。
- 8 公衆便所及び移動公衆便所に関すること。
- 9 北部事務所及び磯子検認所に関すること。
- 10 その他浄化槽及びし尿に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。

磯子検認所

- 1 検認所の管理に関すること。

- 2 し尿等の輸送量の検認及び集計に関すること。
- 3 機械装置、電気設備その他付帯設備の運転操作及び維持管理に関すること。
- 4 所属職員の労務管理に関すること。
- 5 所属職員の安全衛生管理に関すること。

車両課

管理係

- 1 車両の出納に関すること。
- 2 課に属する車両の管理及び運用に関すること。
- 3 車両に関する調査研究及び改善に関すること。
- 4 車両の点検、検査及び整備の計画に関すること。
- 5 車両の維持管理の指導監督に関すること。
- 6 車両の記録及び統計に関すること。
- 7 機材の保管に関すること。
- 8 他の係の主管に属しないこと。

整備係

- 1 車両の点検、検査及び整備の実施に関すること。
- 2 機材の運用に関すること。
- 3 整備士の派遣に関すること。

事務所（北部事務所を除く。）

- 1 事務所の管理に関すること。
- 2 一般廃棄物（し尿を除く。）の収集、運搬の実施に関すること。
- 3 一般廃棄物（し尿を除く。）の収集運搬業務の委託に係る管理監督に関すること。
- 4 一般廃棄物の処理手数料及び産業廃棄物の処分に要する費用の徴収に関すること（他の事務所等に属するものを除く。）。
- 5 一般廃棄物の排出量の調査及び認定に関すること（他の事務所等に属するものを除く。）。
- 6 道路及び河川の清掃の実施に関すること。
- 7 事務所に属する車両の配車及び維持管理に関すること。
- 8 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者の指導監督に関すること。
- 9 廃棄物（固形状のものに限る。）の工場又は一般廃棄物の最終処分場（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第11条第2項の規定により一般廃棄物とあわせて産業廃棄物を処理する処分場を含む。以下「処分地」という。）への搬入に係る指示及び確認に関すること。
- 10 一般廃棄物（し尿を除く。）の発生抑制、再使用及び再生利用の推進に関すること（区役所の主管に属するものを除く。）。
- 11 一般廃棄物（し尿を除く。）を排出する市民及び事業者に対する発生抑制、再使用及び再生利用並びに適正処理に係る啓発及び指導に関すること。
- 12 環境事業推進委員に関すること（他の部の主管に属するものを除く。）。
- 13 街の美化（区役所の主管に属するものを除く。）及び不法投棄廃棄物（し尿を除く。）に関すること。
- 14 諸統計等の作成及び報告に関すること。

- 15 所属職員の労務管理に関すること。
- 16 所属職員の安全衛生管理に関すること。
- 17 産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者の指導監督に関すること。
- 18 産業廃棄物を排出する事業者に対する指導監督に関すること。

北部事務所

- 1 事務所の管理に関すること。
- 2 し尿の収集及び運搬の実施に関すること。
- 3 し尿の排出量の調査に関すること。
- 4 事務所に属する車両の配車及び維持管理に関すること。
- 5 公衆便所の衛生管理に関すること。
- 6 し尿の違法処理の監視に関すること。
- 7 所属職員の労務管理に関すること。
- 8 所属職員の安全衛生管理に関すること。

事業系対策部

一般廃棄物対策課

- 1 事業系一般廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用に係る調査研究に関すること（他の局、部の主管に属するものを除く。）。
- 2 事業系一般廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用に関する計画の策定、実施及び調整に関すること（他の部の主管に属するものを除く。）。
- 3 一般廃棄物を排出する事業者に対する発生抑制、再使用及び再生利用並びに適正処理に係る指導監督に関すること。
- 4 一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業に係る許可及び指導監督に関すること。
- 5 一般廃棄物処理施設の設置に係る許可、届出の受理及び指導監督に関すること。
- 6 部内他の課の主管に属しないこと。

産業廃棄物対策課

管理係

- 1 産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可及び指導監督に関すること。
- 2 産業廃棄物処理関係団体に関すること。
- 3 他の係の主管に属しないこと。

排出指導係

- 1 産業廃棄物の処理に関する基本計画の立案及び調整に関すること。
- 2 産業廃棄物に関する調査研究に関すること。
- 3 産業廃棄物を排出する事業者（以下この部中「排出事業者」という。）に対する指導監督に関すること。
- 4 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況等の届出の受理及び指導監督に関すること。
- 5 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく対象建設工事の届出等の受理及び指導監督に関すること。

施設指導係

- 1 産業廃棄物の中間処理及び最終処分に係る用地設定に関すること。
- 2 産業廃棄物埋立処分場の運営管理並びに防災及び安全対策の指導監督に関すること。

- 3 産業廃棄物処理施設の設置の許可及び指導監督に関すること。
- 4 産業廃棄物処理施設等の維持管理についての指導監督に関すること。
- 5 産業廃棄物処理施設に係る技術管理者の届出の受理及び指導監督に関すること。
- 6 使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく引取業者及びフロン類回収業者の登録、解体業及び破砕業の許可並びに指導監督に関すること。
- 7 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（平成 15 年法律第 98 号）に規定する特定支障除去等事業に係る工事の設計及び施行に関すること。

適正処理計画部

施設課

管理係

- 1 一般廃棄物の処理施設による焼却等に係る実施の計画及び調整並びに調査研究に関すること。
- 2 一般廃棄物の処理処分に係る局所管施設及び併設施設の施設配置の計画及び調整等に関すること。
- 3 局所管施設及び併設施設の工事に係る実施の計画及び調査研究に関すること。
- 4 局所管施設及び併設施設の工事に関する技術基準等の作成及び指導に関すること。
- 5 局所管施設及び併設施設の工事に係る設計単価、歩掛り等の作成及び調整に関すること。
- 6 局所管施設及び併設施設の工事に係る検査及び安全管理等に関すること。
- 7 ごみ焼却灰の有効利用等の推進に関すること（資源化のための研究及び開発に関することを除く。）。
- 8 局所管の国庫補助事業に係る会計実地検査の連絡調整に関すること。
- 9 他の係の主管に属しないこと。

施設係

- 1 局所管施設及び併設施設に係る工事の設計及び施行に関すること（他の係の主管に属するものを除く。）。

設備係

- 1 局所管施設及び併設施設に係る機械設備工事の設計及び施行に関すること。

電気係

- 1 局所管施設及び併設施設に係る電気設備工事の設計及び施行に関すること。
- 2 局所管施設（電気主任が配置されている施設を除く。）に係る電気設備の維持管理に関すること。

土木係

- 1 局所管施設及び併設施設に係る土木工事の設計及び施行に関すること。

処分地管理課

運営管理係

- 1 一般廃棄物（固形状のものに限る。以下この部中同じ。）の埋立処分の実施の計画及び調整に関すること。

- 2 一般廃棄物の最終処分場（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下この部中「法」という。）第 11 条第 2 項の規定により一般廃棄物とあわせて産業廃棄物を処理する処分場を含む。以下この部中「処分地」という。）の運営管理に関すること。
- 3 市設置の処分地の設定に関すること。
- 4 市設置の処分地（法施行以前に市が設置した処分地を含む。）の諸施設の維持管理に関すること（他の課、係の主管に属するものを除く。）。
- 5 市設置の処分地（法施行以前に市が設置した処分地を含む。）の環境保全に関すること（他の局、部、係の主管に属するものを除く。）。
- 6 市設置の処分地（法施行以前に市が設置した処分地を含む。）の跡地に関すること。
- 7 市設置の処分地に係る広報に関すること。
- 8 処分地管理事務所に関すること。
- 9 その他処分地（法施行以前に市が設置した処分地を含む。）に関すること。
- 10 他の係の主管に属しないこと。

排水管理係

- 1 市設置の処分地（法施行以前に市が設置した処分地を含む。）に係る排水の水質保全に関すること。
- 2 市設置の処分地（法施行以前に市が設置した処分地を含む。）に係る排水処理施設の維持管理に関すること。

神明台処分地管理事務所

- 1 処分地及び処分地管理事務所の管理に関すること。
- 2 一般廃棄物のうち固形状のもの（法第 11 条第 2 項の規定により一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物のうち固形状のものを含む。第 4 号において同じ。）の埋立作業に関すること。
- 3 一般廃棄物の処理手数料及び産業廃棄物の処分に要する費用の徴収に関すること（処分地へ直接搬入されたものに限る。）。
- 4 市設置の処分地への一般廃棄物のうち固形状のものへの搬入量の調査及び認定に関すること。
- 5 処分地管理事務所に属する車両、機材及び施設の維持管理に関すること。
- 6 所属職員の労務管理に関すること。
- 7 所属職員の安全衛生管理に関すること。
- 8 その他処分地（法施行以前に市が設置した処分地を含む。）に関すること。

工 場

技術管理係

- 1 工場の管理に関すること（他の係の主管に属するものを除く。）。
- 2 一般廃棄物の搬入計画に関すること。
- 3 残灰の搬出处分に関すること。
- 4 所属職員の安全衛生管理に関すること。
- 5 一般廃棄物に係る焼却技術の調査研究並びに焼却作業の計画及び調整に関すること（他の課、係の主管に属するものを除く。）。
- 6 受電、変電、配電及び発電の計画及び調整に関すること。
- 7 工場の主要設備の維持管理に係る工事の設計及び施行に関すること（部内他の課、係の主

- 管に属するものを除く。)
- 8 焼却灰溶融設備に関すること（金沢工場に限る。)
 - 9 工場見学の受入れに関すること（他の部、課の主管に属するものを除く。)
 - 10 他の係の主管に属しないこと。

施設係

- 1 一般廃棄物の検量及び適正搬入に関すること（他の部、課、係の主管に属するものを除く。)
- 2 一般廃棄物の処理手数料及び産業廃棄物の処分に要する費用の徴収に関すること。
- 3 機械及び電気設備の点検整備に関すること。
- 4 工場の主要設備以外の設備の維持管理に係る工事の設計及び施行に関すること（部内他の課、係の主管に属するものを除く。)
- 5 一般廃棄物の焼却作業の実施に関すること。
- 6 機械及び電気設備の運転操作に関すること。
- 7 保土ヶ谷工場内における休止機器保全及び中継輸送施設運営管理等に関すること（旭工場に限る。)

3 所属・職種別人員表（平成26年5月1日）

所 属		職 名				職 種							
		事 務	技 術	技 能	計	課長級以上	課長補佐 係長級	事 務		技 術	技 能		計
								事 務	指 導 員		転手等	自動車運 員等	
総務部	総 務 課	19			19	3	2	14					19
	職 員 課	15	3		18	2	6	10					18
	資 源 政 策 課	8	18		26	3	4	4		15			26
	3 R 推 進 課	7			7	1	2	4					7
小 計		49	21		70	9	14	32		15			70
家庭系 対策部	業 務 課	41	6		47	5	7	28	3	4			47
	車 両 課	5	5	26	36	1	2	4		3		26	36
	鶴 見 事 務 所	11		71	82	1	2	2	6		71		82
	神 奈 川 "	10		57	67	1	2	2	5		57		67
	西 "	9		31	40	1	2	1	5		31		40
	中 "	11		70	81	1	2	2	6		70		81
	南 "	10		62	72	1	2	2	5		62		72
	港 南 "	11		59	70	1	2	2	6		59		70
	保土ヶ谷 "	10		56	66	1	2	2	5		56		66
	旭 "	11		57	68	1	2	2	6		57		68
	磯 子 "	9		56	65	1	2	1	5		56		65
	金 沢 "	9		55	64	1	2	1	5		55		64
	港 北 "	12		90	102	1	2	2	7		90		102
	緑 "	9		46	55	1	2	1	5		46		55
	青 葉 "	11		74	85	1	2	2	6		74		85
	都 筑 "	9		45	54	1	2	1	5		45		54
	戸 塚 "	10	1	60	71	1	2	2	6		60		71
	栄 "	9		43	52	1	2	1	5		43		52
	泉 "	9		41	50	1	2	1	5		41		50
	瀬 谷 "	9		36	45	1	2	1	5		36		45
北 部 事 務 所	8		61	69	1	2	1	4		61		69	
磯 子 検 認 所	1	3	6	10		1	1		2		6	10	
小 計		234	15	1,102	1,351	25	48	62	105	9	1,070	32	1,351
事業系 対策部	一般廃棄物対策課	11	1		12	2	3	4	2	1			12
	産業廃棄物対策課	16	24		40	2	6	11		21			40
小 計		27	25		52	4	9	15	2	22			52
適正処理計画部	施 設 課	6	37		43	3	7	5		28			43
	処分地管理課	6	3		9	3	2	3		1			9
	排水管理係	1	8	6	15		1	1		7		6	15
	神明台処分地	2		5	7		1	1				5	7
	鶴見工場	3	33	26	62	1	7	3		25		26	62
	旭工場	3	38	28	69	1	8	3		29		28	69
	金沢工場	3	29	28	60	1	7	3		21		28	60
	都筑工場	2	36	26	64	1	7	2		28		26	64
焼却工場計	11	136	108	255	4	29	11		103		108	255	
小 計		26	184	119	329	10	40	21		139		119	329
合 計		336	245	1,221	1,802	48	111	130	107	185	1,070	151	1,802

4 平成26年度予算

平成26年度一般会計歳入予算説明

科 目	本年度 予算額	前年度 予算額	差 引 増△減	説 明
14款 分担金及び負担金	千円 9,643	千円 9,643	千円 0	
1項 負担金	9,643	9,643	0	
4目 資源循環費金	9,643	9,643	0	
(1) 駅前広場清掃費金	9,643	9,643	0	
15款 使用料及び手数料	5,512,148	5,175,426	336,722	
2項 手数料	5,499,077	5,161,979	337,098	
5目 資源循環手数料	5,499,077	5,161,979	337,098	
(1) 一般廃棄物処理手数料	4,789,564	4,723,899	65,665	搬入量増加に伴う手数料の増
(2) 産業廃棄物処理手数料	704,660	437,750	266,910	搬入量増加に伴う手数料の増
(3) 使用済自動車引取業者登録等申請手数料	4,853	330	4,523	
3項 証紙収入	13,071	13,447	△376	
4目 資源循環証紙収入	13,071	13,447	△376	
(1) 証紙収入	13,071	13,447	△376	
16款 国庫支出金	675,237	4,930	670,307	
2項 国庫補助金	675,237	4,930	670,307	
7目 資源循環費国庫補助金	675,237	4,930	670,307	
(1) 工場費補助金	144,000	4,930	139,070	補助対象事業費の増
(2) 処分地費補助金	513,417	0	513,417	補助対象事業費の増
(3) し尿処理施設整備費補助金	17,820	0	17,820	補助対象事業費の増

科 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	差 引 増 △ 減	説 明
18款 財 産 収 入	千円 143,999	千円 134,895	千円 9,104	
1項 財 産 運 用 収 入	138,388	129,744	8,644	
1目 財 産 貸 付 収 入	138,388	129,744	8,644	
(1) 土 地 貸 付 収 入	138,388	129,744	8,644	
2項 財 産 売 払 収 入	5,611	5,151	460	
2目 物 品 売 払 収 入	4,383	4,933	△ 550	
(1) 不 用 物 品 売 払 収 入	4,383	4,933	△ 550	
3目 生 産 物 売 払 収 入	1,228	218	1,010	
(1) 生 産 物 売 払 収 入	1,228	218	1,010	
19款 寄 附 金	30,000	30,000	0	
1項 寄 附 金	30,000	30,000	0	
2目 一 般 寄 附 金	30,000	30,000	0	
(8) 横 浜 市 資 源 循 環 公 社 寄 附 金	30,000	30,000	0	
20款 繰 入 金	67,000	24,000	43,000	
1項 資 産 活 用 推 進 基 金 繰 入 金	67,000	24,000	43,000	
1目 資 産 活 用 推 進 基 金 繰 入 金	67,000	24,000	43,000	
(1) 資 産 活 用 推 進 基 金 繰 入 金	67,000	24,000	43,000	基金活用による施設解体費の増

科 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	差 引 増 △ 減	説 明
22款 諸 収 入	6,893,206	6,662,678	230,528	
1項 延滞金、加算金 及 び 過 料	6,611	6,011	600	
1目 延 滞 金	1	1	0	
(1) 延 滞 金	1	1	0	
3目 過 料	6,610	6,010	600	
(1) 過 料	6,610	6,010	600	
3項 貸付金元利収入	1,020	1,020	0	
8目 資 源 循 環 費 貸付金元利収入	1,020	1,020	0	
(1) 一 般 廃 棄 物 処 理 手 数 料 収 納 資 金 貸 付 金 元 利 収 入	700	700	0	
(2) ポイ捨て・喫煙禁止 条 例 過 料 収 納 資 金 貸 付 金 元 利 収 入	320	320	0	
5項 雑 入	6,885,575	6,655,647	229,928	
8目 資 源 循 環 費 雑 入	6,289,617	5,987,603	302,014	
(1) 施 設 管 理 収 入	120,286	122,712	△ 2,426	
(2) 資 源 化 物 売 払 収 入	1,233,522	1,334,730	△ 101,208	売払量、売払単価の減

科 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	差 引 増 △ 減	説 明
(3) 広 告 料 収 入	千円 2,654	千円 3,011	千円 △ 357	
(4) 発 電 収 入	4,412,132	3,906,907	505,225	余剰電力売払単価の増
(5) 移 動 ト イ レ 収 入	260	195	65	
(6) 自 動 車 損 害 賠 償 責 任 保 険 金 収 入	10	10	0	
(7) 東 京 電 力 株 式 会 社 賠 償 金	520,753	485,391	35,362	放射線対策事業費の増
[他 都 市 廃 棄 物 処 理 収 入]	0	134,647	△ 134,647	廃棄物受入終了に伴う減
15目 雑 入	595,958	668,044	△ 72,086	
(2) 社 会 保 険 料 金 納 付	1,499	3,010	△ 1,511	
(3) そ の 他	594,459	665,034	△ 70,575	
23款 市 債	478,000	716,000	△ 238,000	
1項 市 債	478,000	716,000	△ 238,000	
7目 資 源 循 環 債	478,000	716,000	△ 238,000	
(1) 工 場 費 充 当 債	155,000	0	155,000	対象事業費の増
(2) 処 分 地 費 充 当 債	241,000	0	241,000	対象事業費の増
(3) 産 業 廃 棄 物 対 策 費 充 当 債	82,000	716,000	△ 634,000	対象事業費の減
歳 入 合 計	13,809,233	12,757,572	1,051,661	

平成26年度一般会計歳出予算説明

科 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	差 引 増 △ 減	説 明
	千円	千円	千円	
9款 資源循環費	44,641,610	42,084,353	2,557,257	
1項 資源循環管理費	24,516,523	24,945,403	△ 428,880	
1目 資源循環総務費	17,192,223	17,398,566	△ 206,343	職員人件費 16,918,273 一般職 1,783人 再任用職員 常時勤務職員 53人 短時間勤務職員 275人 廃棄物減量化・資源化等推進審議会費 834 一般廃棄物処理手数料徴収事業費 91,468 クリーンセンター管理費 53,851 減量・リサイクル施策推進事業費 5,669 労務関係経常費等 122,128 【増減の主な理由】 職員人件費の減
2目 減量・リサイクル推進費	4,628,617	4,579,721	48,896	分別・リサイクル推進事業費 1,759,820 資源選別施設運営費 1,922,446 ヨコハマ3R夢広報事業費 11,972 発生抑制等推進事業費 2,881 生ごみ減量化推進事業費 7,852 資源集団回収促進事業費 689,143 生ごみ資源化調査事業費 25,500 事業系ごみ適正搬入推進事業費 39,574 分別排出推進事業費 30,616 市役所ごみゼロ推進事業費等 138,813 【増減の主な理由】 分別・リサイクル推進事業費の増
3目 事務所費	764,401	995,213	△ 230,812	事務所等運営費 543,148 事務所等補修費等 221,253 【増減の主な理由】 事務所等運営費の減
4目 事務所等整備費	83,861	100,858	△ 16,997	資源化施設基幹改修費
5目 車両管理費	1,847,421	1,871,045	△ 23,624	収集車等低公害化推進費 1,322,645 車両維持管理費等 524,776 【増減の主な理由】 車両保全費の減

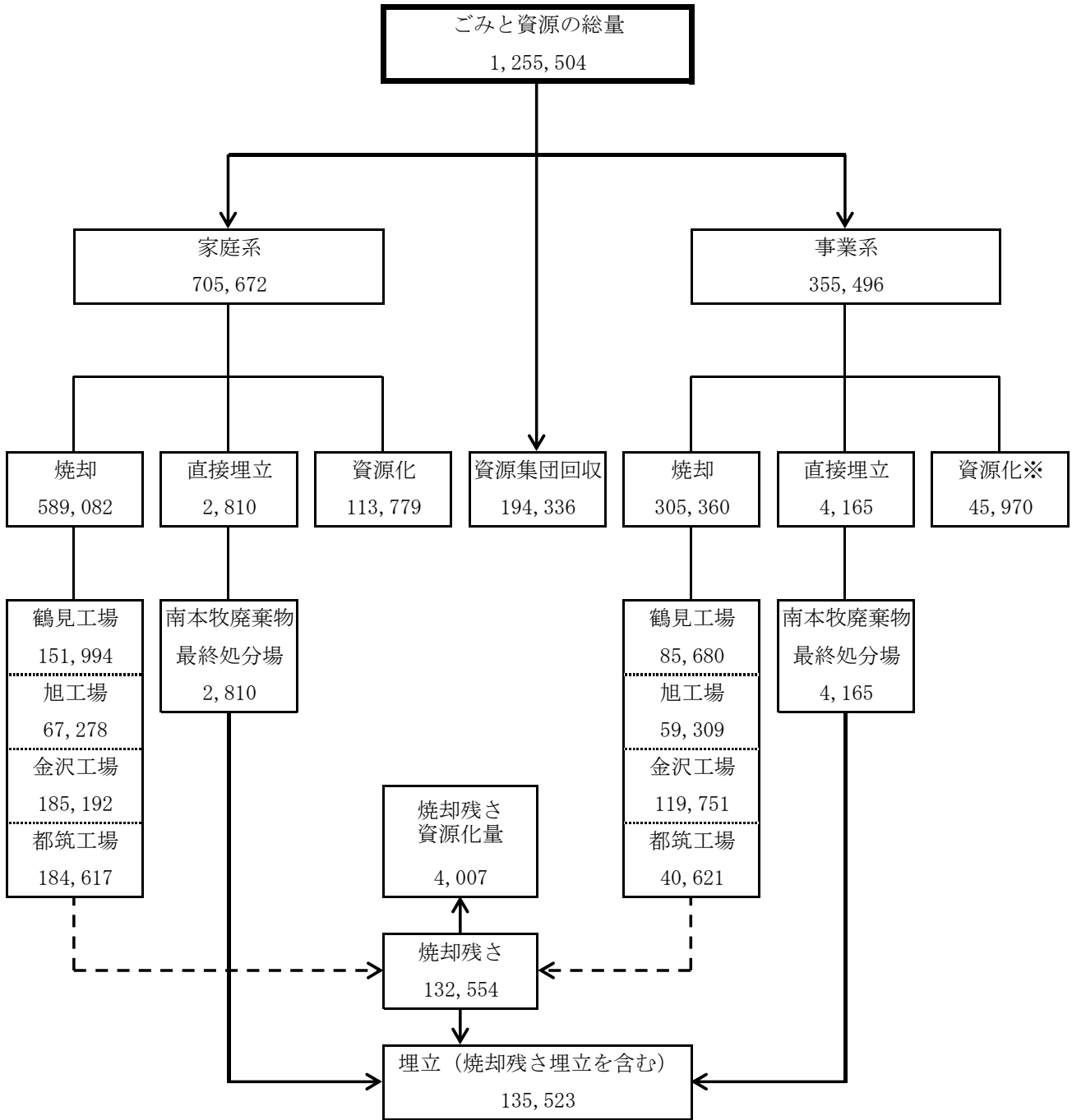
科 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	差 引 増 △ 減	説 明
	千円	千円	千円	
2項 適正処理費	19,812,657	16,839,800	2,972,857	
1目 適正処理費 総務費	4,977,480	4,386,800	590,680	粗大ごみ処理事業費 1,117,630 家庭ごみ収集運搬業務委託事業費 2,699,803 中継輸送業務委託事業費 709,679 クリーンタウン横浜事業費 216,559 不法投棄防止対策事業費 26,520 適正処理総務管理費等 207,289 【増減の主な理由】 家庭ごみ収集運搬業務委託事業費の増
2目 工場費	5,530,113	4,822,871	707,242	工場運営費 2,366,893 工場補修費 1,344,720 焼却工場排ガス設備等整備費 303,717 金沢工場溶融施設運営事業費 481,529 焼却灰資源化事業費 450,200 都筑工場長寿命化対策事業費 300,000 工場環境保全調査費 6,620 施設管理費等 276,434 【増減の主な理由】 金沢工場溶融施設運営事業費の増
3目 処分地費	8,925,759	6,596,340	2,329,419	南本牧ふ頭第5ブロック既設外周護岸等負担金 5,247,000 南本牧埋立事業負担金 629,241 南本牧廃棄物最終処分場埋立事業費 131,846 処分地環境保全調査費 29,000 南本牧廃棄物最終処分場第2ブロック延命化事業費 2,147,576 南本牧廃棄物最終処分場第5ブロック排水処理施設整備事業費 271,624 処分地管理費等 469,472 【増減の主な理由】 南本牧廃棄物最終処分場第2ブロック延命化事業費の増
4目 産業廃棄物 対策費	379,305	1,033,789	△ 654,484	南本牧埋立事業負担金 152,833 南本牧廃棄物最終処分場埋立事業費 89,413 不適正処理監視・指導強化事業費 21,414 PCB適正処理推進事業費 637 戸塚区品濃町最終処分場対策事業費 82,198 事業者指導強化対策費 684 産業廃棄物管理費等 32,126 【増減の主な理由】 戸塚区品濃町最終処分場対策事業費の減

科 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	差 引 増 △ 減	説 明
3項 し尿処理費	千円 312,430	千円 299,150	千円 13,280	
1目 し尿処理総務費	226,258	246,080	△ 19,822	し尿処理総務管理費 93,704 公衆トイレ維持管理費 128,923 浄化槽指導事業費 3,631 【増減の主な理由】 し尿処理総務管理費の減
2目 し尿処理施設費	86,172	53,070	33,102	磯子検認所費 24,265 磯子検認所補修費 2,110 災害対策用トイレ整備事業費 50,751 公衆トイレ整備事業費 9,046 【増減の主な理由】 災害対策用トイレ整備事業費の増
歳 出 合 計	44,641,610	42,084,353	2,557,257	

第2 ごみ処理

1 平成25年度 処理状況

(単位：トン)

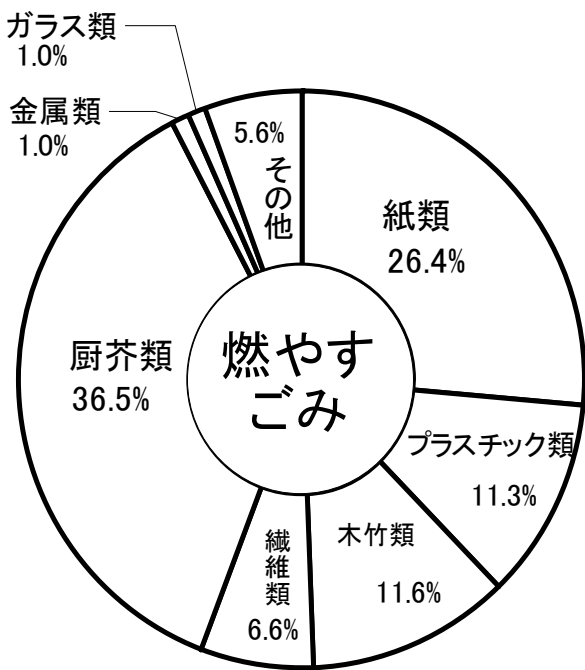


※事業系資源化量には、市外から持ち込まれたものも含んでいます。

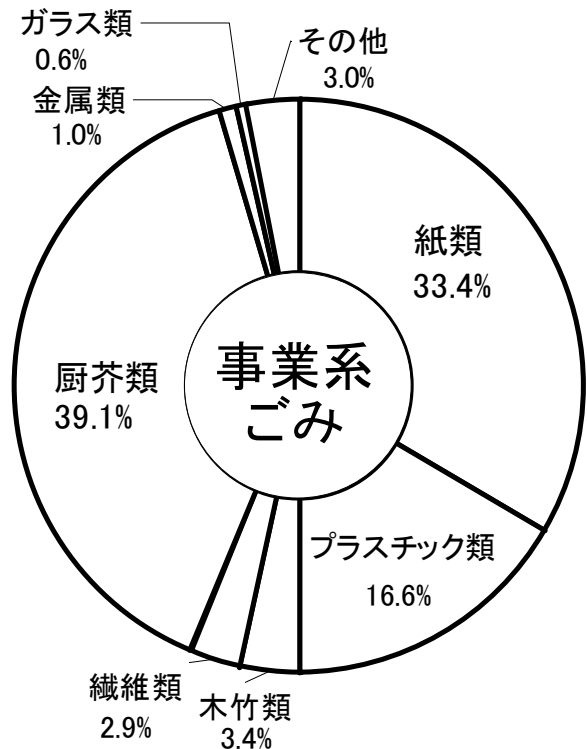
※事業系の資源化量は、学校給食および許可を受けた事業者が資源化した量です。

※表中の数値は整数表示をしているため、それぞれの数値を合計した場合、一致しないことがあります。

2 平成25年度ごみ組成



注)市内18区について、各区約140世帯の調査地域を設定し、年2回調査した。



注)焼却工場において、許可業者の収集車から採取し調査した。2工場で年4回調査した。

工場に搬入され焼却するすべてのごみ組成の経年変化

	紙類	プラスチック類	木竹類	繊維類	厨芥類	金属類	石陶磁器	ガラス	その他
平成21年	36.5	14.4	10.5	5.5	27.2	0.7	0.4		4.8
平成22年	36.0	14.0	6.7	5.7	31.6	1.1	0.5		4.4
平成23年	35.8	14.5	6.7	5.8	31.2	0.8	0.6		4.6
平成24年	34.1	14.1	8.0	6.4	31.2	0.8	0.6		4.8
平成25年	35.0	13.6	7.2	6.1	32.0	0.7	0.6		4.8

単位: %

上段円グラフ:「燃やすごみ」は、家庭系ごみのうち燃やすごみ。「事業系ごみ」は、焼却する物の組成。すべて湿基準で表示。

下段棒グラフ:工場ごみピットより採取したごみのデータを使用。すべて湿基準で表示。

3 ごみ処理に伴い排出される温室効果ガス排出量

平成21年度実績 28.2万トン-CO₂

平成25年度実績※ 23.2万トン-CO₂ (対21年度比 17.7%減)

※温室効果ガス排出量の算出には、ごみの焼却によるものと事務所・工場等の施設運営、収集車等の車両の走行によるものにごみ発電による削減効果を加えています。

※25年度は、温室効果ガスの算出に用いている「電力の排出係数」が大幅に変更されているため、基準年度(21年度)の排出係数で補正して算出しています。

4 処理状況の推移

ごみと資源の総量

	ごみと資源の総量	処理内訳															
		ごみ量															
		家庭系			事業系				家庭系								
		焼却	埋立	小計	焼却	埋立	小計	計	缶	びん	ペットボトル	小さな金属類	プラスチック製容器包装	スプレー缶	古紙	古布	蛍光灯・電球
21年度	1,275,444	608,907	2,393	611,299	313,097	5,332	318,429	929,728	10,651	21,604	12,087	5,124	48,553	546	25,999	3,473	216
22年度	1,261,691	600,352	2,527	602,879	306,529	5,123	311,652	914,531	10,489	21,973	12,421	5,384	48,958	588	17,478	2,551	206
23年度	1,281,602	611,344	2,551	613,895	307,247	4,869	312,116	926,011	10,237	22,169	12,649	5,508	48,173	552	12,502	1,967	197
24年度	1,274,815	602,903	2,697	605,600	309,362	4,210	313,572	919,172	9,826	22,001	12,270	5,318	48,078	634	7,366	1,296	189
25年度	1,255,504	589,082	2,810	591,892	305,360	4,165	309,526	901,418	9,654	22,337	12,064	5,163	48,079	627	2,687	791	201
4月	107,093	51,925	249	52,174	24,429	439	24,868	77,043	803	1,962	933	473	3,975	44	408	84	14
5月	109,017	52,680	287	52,967	25,609	410	26,020	78,987	852	1,831	998	512	4,240	58	337	111	20
6月	105,265	50,526	220	50,746	25,948	454	26,403	77,148	752	1,744	1,004	412	3,864	42	282	76	14
7月	111,121	51,481	243	51,724	28,041	310	28,351	80,076	929	1,961	1,289	423	4,171	50	254	65	12
8月	106,864	50,384	223	50,607	27,636	280	27,915	78,522	837	1,695	1,284	406	4,112	50	227	64	14
9月	102,307	47,441	231	47,673	26,149	252	26,395	74,068	822	1,732	1,219	388	3,773	53	192	52	13
10月	105,276	47,876	257	48,133	26,744	276	27,019	75,152	885	2,034	1,190	457	4,134	47	168	75	15
11月	107,992	51,822	239	52,060	25,528	246	25,774	77,834	745	1,746	875	437	3,832	56	181	71	19
12月	110,056	51,287	274	51,561	26,395	288	26,682	78,243	726	1,889	866	475	4,092	55	204	67	22
1月	101,305	47,361	213	47,574	23,315	240	23,554	71,128	881	2,147	872	410	4,367	68	137	46	28
2月	84,508	38,164	155	38,319	20,902	397	21,299	59,618	658	1,668	682	304	3,547	53	118	34	13
3月	104,700	48,134	220	48,355	24,671	573	25,244	73,598	762	1,928	853	465	3,972	52	178	46	15

※1 生ごみバイオガス化事業の資源化量と、グリーンコンポストの資源化量の合計です。

※2 事業系の資源化量には、市外から持ち込まれたものも含まれています。

事業系の資源化量は、学校給食および許可を受けた事業者が資源化した量です。

※ 表中の数値は整数表示をしているため、それぞれの数値を合計した場合、一致しないことがあります。

(単位：ton)

資源化量											処理内訳					
乾電池	粗大金属	ガラス 残さ	小型 家電	その他 ※1	小計	資源 集团 回収	事業系※2			計	ごみ量			焼却残さ		
							せん定枝	生ごみ	小計		焼却	直接埋立	計	埋立	資源化	
435	6,406	5,579	—	89	140,762	180,771	17,276	6,907	24,183	345,716	922,003	7,725	929,728	345,716	117,871	10,777
435	6,657	5,435	—	99	132,675	185,791	20,489	8,205	28,694	347,160	906,882	7,649	914,531	347,160	130,392	—
480	6,752	5,357	—	74	126,616	189,534	31,099	8,341	39,440	355,591	918,591	7,420	926,011	355,591	131,403	—
464	6,366	5,222	—	51	119,082	193,178	34,105	9,278	43,382	355,643	912,265	6,907	919,172	355,643	132,696	—
485	6,464	5,224	4	—	113,779	194,336	36,293	9,677	45,970	354,086	894,442	6,976	901,418	354,086	128,547	4,007
39	523	425	—	—	9,683	17,674	1,876	815	2,693	30,050	76,354	689	77,043	30,050	10,820	—
34	630	412	—	—	10,036	16,736	2,313	945	3,259	30,030	78,290	697	78,987	30,030	12,821	—
36	514	354	—	—	9,095	15,036	3,094	893	3,986	28,116	76,475	674	77,148	28,116	10,373	—
39	535	495	—	—	10,224	16,437	3,558	826	4,384	31,046	79,522	553	80,076	31,046	9,984	—
38	484	373	—	—	9,583	15,206	2,886	666	3,552	28,342	78,019	503	78,522	28,342	11,331	—
39	528	435	—	—	9,246	15,054	3,108	831	3,939	28,239	73,584	484	74,068	28,239	11,567	—
39	545	451	0.7	—	10,041	15,785	3,470	828	4,298	30,124	74,620	533	75,152	30,124	12,300	702
39	560	414	0.7	—	8,975	16,751	3,634	797	4,431	30,158	77,349	485	77,834	30,158	9,609	763
53	603	396	0.7	—	9,451	18,668	2,884	810	3,695	31,813	77,681	562	78,243	31,813	11,482	838
52	524	623	0.8	—	10,156	15,904	3,369	747	4,117	30,176	70,676	453	71,128	30,176	10,992	692
27	471	402	0.4	—	7,977	13,086	3,079	747	3,826	24,890	59,066	552	59,618	24,890	8,076	262
52	545	443	0.6	—	9,312	18,000	3,020	770	3,789	31,102	72,806	793	73,598	31,102	9,191	750

第3 ごみと資源物の収集

1 家庭系ごみ

平成26年4月1日現在、市内全域の1,623,606世帯を対象に実施しています。

これらの世帯から排出されるごみと資源物について、行政区ごとに18か所の収集事務所が、収集を行っています（粗大ごみを除く）。

平成17年4月から市内全域で、分別収集の品目を拡大しました（32ページ参照）。収集品目は10分別15品目であり、収集方法は粗大ごみを除き、集積場所に排出されたごみを収集するステーション方式です。なお、集積場所数は平成26年4月末現在74,379か所です。

ごみを集積場所まで出すことが困難なひとり暮らしの高齢者、障害のある方を対象に、ボランティアと協力して、玄関先までごみを取りに伺う「ふれあい収集」を平成16年度から実施しています。

また、道幅が狭く、収集車が入れないため、ごみ出しが不便な地域では軽四輪車による狭路収集を実施しています。

(1) 燃やすごみ



週2回（月・金または火・土）収集し、市内4か所の焼却工場及び市内4か所の中継施設に搬入しています。

主な対象品目は、台所のごみや、おもちゃやドライヤーなどのプラスチック製品（50cm未満の物）、少量の木の枝、板などです。

中身がはっきりと確認できる半透明の袋（透明の袋でも可）、又はふた付きの容器での排出としています。

(2) 缶・びん・ペットボトル

週1回（月～土のいずれか）収集し、市内4か所の資源選別施設に搬入しています。

対象品目は、食べ物・飲み物（飲み薬を含む）が入っていた缶とガラスびん、及び飲み物・酒・みりん・しょうゆ等が入っていた  マークのあるペットボトルの3品目です。ふたや中ぶたなどは外して中を洗ってから、中身が  はっきりと確認できる半透明の袋（透明の袋でも可）に、缶・びん・ペットボトルを一緒に入れて排出します。

(3) 小さな金属類

週1回（缶・びん・ペットボトルの収集日と同じ日）収集し、市内5か所のストックヤードに搬入しています。

主な対象品目は、1辺が30cm未満の大半が金属でできているもので、なべ、フライパン、やかん、ワイヤーハンガーなどです。小さな金属類だけをまとめて、袋に入れずに排出します。ただし、刃物等危険なもの、細かくて散乱する恐れのあるものは新聞紙などで包み、品目名を表示して排出します。

(4) 乾電池


週2回（燃やすごみの収集日と同じ日）収集し、市内1か所のストックヤードに搬入しています。

主な対象物はマンガン乾電池、アルカリ乾電池で、乾電池だけをまとめて中身がはっきりと確認できる半透明の袋（透明の袋でも可）に入れて排出します。ボタン型電池や充電式電池は収集して

おらず、回収ボックスの設置されている回収協力店にお持ちいただきます。

(5) プラスチック製容器包装

週1回（月～土のいずれか）収集し、市内3か所の中間処理施設に搬入しています。

対象品目は、商品が入っていたもの（容器）や、包んでいたもの（包装）で、中身の商品を取り出した（使った）あと不要になるもので、主にプラスチック製容器包装類のマーク  のあるものが対象となります。

プラスチック製容器包装の中身を使い切ってから中を軽くすすぐ、または拭き取ってから、中身がはっきりと確認できる半透明の袋（透明の袋でも可）に、プラスチック製容器包装だけをまとめて入れて排出します。

(6) スプレー缶

週2回（燃やすごみの収集日と同じ日）収集し、市内8か所のストックヤードに搬入しています。

主な対象品目はヘアスプレー、殺虫剤、カートリッジ式ガスボンベなどです。スプレー缶の中身を完全に出しきり、穴は開けず、中身がはっきりと確認できる半透明の袋（透明の袋でも可）に、スプレー缶だけをまとめて入れて排出します。

(7) 古紙

主に平ボディ車で収集し、市内7か所のストックヤードに搬入しています。

対象品目は、新聞、段ボール、紙パック、雑誌・その他の紙の4品目であり、大きさをそろえて紐で十文字にしぼるか、大きさのそろわないものや細かいものは袋に入れて排出します。

※平成26年4月から、市内の家庭から排出される古紙については、原則として資源集団回収により回収されています。（ただし、拠点回収及び「ふれあい収集」など戸別回収が必要な場合は、行政による回収を実施しています。）

(8) 古布

月2回、主に平ボディ車で収集し、市内7か所のストックヤードに搬入しています。

主な対象品目は、シャツ・スラックスなどの衣類、シーツ、毛布などで、洗濯してあり、乾いているものを中身がはっきりと確認できる半透明の袋（透明の袋でも可）に入れて排出します。

※資源集団回収の実施状況等を考慮し、月1回収集または収集しない地域があります。

※資源集団回収を実施している地域では、そちらへ優先的に出していただくよう呼びかけを行っています。

(9) 燃えないごみ

週2回（燃やすごみの収集日と同じ日）収集し、市内8か所のストックヤードに搬入しています。

主な対象品目はガラス類、陶磁器類、蛍光灯、電球などで、安全のため新聞紙や購入時の箱などで包み、「ガラス」「陶器」など品物名を表示して排出します。

(10) 粗大ごみ

金属製品で一番長い辺が30cm以上のもの、それ以外（木製品やプラスチック製品など）で一番長い辺が50cm以上のものを対象としています。事前申込み制で、電話もしくはインターネットにより受け付け、原則として、戸別に収集を行っています。また、市内4か所に、自己搬入場所を設け、受入れを行っています。

処理は有料となっていますが、生活保護世帯や、障害のある方が属する世帯等に対しては、手数料を減免する制度があります。

また、粗大ごみを持ち出すことが困難なひとり暮らしの高齢者や障害のある方に対しては、自宅内に入って収集する「持ち出し収集」のサービスを、平成13年度から行っています。

なお、家庭から収集した粗大ごみのうち、まだ使うことができる「家具類」などを、リユース品として、イベントや一部の資源循環局関連施設などで展示し、市民の皆さんに提供しています。

2 事業系ごみ

事業活動に伴って生じた廃棄物は、廃棄物処理法により「事業者自らの責任において適正に処理しなければならない」とされています。

この規定を受け、横浜市では原則として事業系ごみは収集せず、自己処理するか市から許可を受けた業者（許可業者）と契約して、資源化又は適正処理することとしています。

なお、事業系ごみは、廃棄物の種類や排出事業者の業種により一般廃棄物と産業廃棄物に分類され、それぞれの許可業者と契約して別々に処理する必要があります。

焼却工場では、資源化可能な古紙を除く一般廃棄物を受け入れています。

3 動物の死体処理

犬・猫等動物の死体処理は、市民から処理依頼（飼育）、又は連絡（遺棄）により受け付けたものを処理しています。

飼育で合同火葬（出張回収）希望の場合は、手数料（6,500円/個）を徴収しています。

平成25年度の処理状況は次のとおりです。

犬・猫等動物の死体処理状況

（単位：個）

種類	区分	処理個数	内 訳	
			飼 育	遺 棄
犬		798	760	38
猫		8,057	940	7,117
その他		3,878	199	3,679
計		12,733	1,899	10,834

4 ごみ処理原価年度別推移

（単位：円/t）

年 度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
ごみ処理原価	44,491	44,156	40,860	39,210	36,308	
内 訳	収集運搬	28,502	27,622	27,057	26,627	25,398
	処理処分	15,989	16,534	13,803	12,583	10,910

※ ごみ処理原価は廃棄物の収集、運搬、焼却、埋立て、資源化に係る人件費、物件費、減価償却費等から売電収入、国庫補助金等を控除し、ごみ量で除したものです。

第4 ヨコハマ3R夢プランの推進

1 ヨコハマ3R夢プランの概要

市民・事業者の皆さんと協働して大きくごみを減らしてきた「横浜G30プラン」に続くプランとして、平成23年1月に「ヨコハマ3R夢プラン（横浜市一般廃棄物処理基本計画）」を策定しました。

「ヨコハマ3R夢プラン」ではG30を礎として、「3R」の推進、とりわけ環境に最も優しいリデュース（発生抑制）の取組を進めることとし、ごみと資源の総量を平成37年度までに10%以上、ごみ処理に伴って発生する温室効果ガスについては、平成37年度までに50%以上削減する目標を設定しました。

環境負荷の更なる低減を図り、豊かな環境を後世に引き継ぐことで、子どもたちが将来に「夢」を持つことのできるまち横浜の実現を目指し取組を進めます。

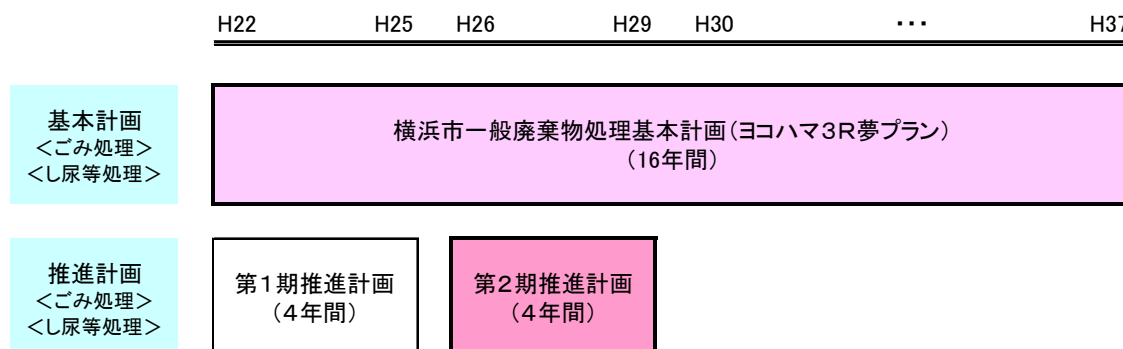
平成26年度からは、「第2期推進計画^{※1}」がスタートし、「3R夢は新たなステージへ」をキャッチフレーズに、特に「食品ロス^{※2}・生ごみの削減」と「分別・リサイクルの徹底」に重点を置いた取組を進めていきます。

「ヨコハマ3R夢プラン」の3つの目標

- ① 総排出量（ごみと資源の総量）を平成37年度までに10%以上削減、平成29年度までに5%以上削減（平成21年度比）
- ② ごみの処理に伴い排出される温室効果ガスを平成37年度までに50%以上削減、平成29年度までに25%以上削減（平成21年度比）
- ③ 収集・運搬、処理・処分のすべての段階で、安心と安全・安定を追求



※1 「第2期推進計画」は、平成37年度までを見通した長期的な計画である「ヨコハマ3R夢プラン」を進めるため、平成26年度から平成29年度に取り組む施策を具体的に示した計画です。



※2 食品ロスとは、本来食べられるのにもかかわらず捨てられている食品のことです。何も手が付けられずに廃棄されている「手つかず食品」、食べ残された食品（食べ残し）、皮を厚くむき過ぎたりして過剰に捨てられているもの（過剰除去）があります。

2 市民・事業者への広報啓発活動

(1) ヨコハマ3R夢プランのPR

市民・事業者にヨコハマ3R夢プランの周知を図り、3R行動を実践してもらうため、「ヨコハマ3R夢！」をスローガンに各種イベントや広報媒体を活用してPRを行います。

また、横浜F・マリノスには、「ヨコハマ3R夢！」広報大使として、様々な広報活動にご協力いただいております。

平成 25 年度実績

イベント	・ザよこはまパレードへの参加 ・新横浜パフォーマンスへの参加 ・ガチでうまい横浜の商店街決勝ラウンドへの参加 ・横浜開港祭への参加 ・環境行動フェスタへの参加 ・各区区民まつり ・横浜セントラルタウンフェスティバルY154 ・簡易包装推進キャンペーン他
広報	・市営地下鉄中吊り広告 ・神奈中バス広告 ・地域情報紙 ・新聞 ・ラジオ ・テレビ ・WEB マガジン・広報よこはま ・庁内報 ・局ホームページ ・ツイッター他

(2) 子どもたちを対象にした事業

ア 「ヨコハマ3R夢」ポスターコンクール

市内の小・中学生を対象に、「分別と3Rでゴミ減量！きれいなまちに。」をテーマにポスターコンクールを実施し、入賞作品の表彰を行います。

※ 平成 25 年度実績

表彰総数 160 点（応募総数 1,541 点／応募校数 198 校）

イ 小学4年生向け3R夢副読本

授業でゴミについて学ぶ、市内の小学4年生の児童全員（国、県、私立含む）に、3R夢学習副読本「つなごう未来へ ヨコハマ3R夢！」を配付しています。

ウ 環境学習キッズウェブページ「イーオタウン」

ゴミ減量のポイントや資源物のリサイクルの流れなど、アニメーションを多用して楽しみながら学べるウェブページを運営しています。

(3) 啓発拠点

誰もが楽しみながら3Rや環境問題について学べるよう、収集事務所や焼却工場に、ごみの分別パネルや環境に関する情報の展示などを行う啓発拠点を設置しています。

ア 3R夢ひろば つづき

所在地 都筑区平台 27-1（都筑工場内）

TEL 941-7911 FAX 941-7912

ホームページ：<http://www.city.yokohama.lg.jp/shigen/sub-soshiki/kojo/tsuzukik/>

- イ 3R夢ひろば 金沢
所在地 金沢区幸浦 2-7-1 (金沢工場内)
TEL 784-9711 FAX 784-9714
ホームページ : <http://www.city.yokohama.lg.jp/shigen/sub-soshiki/kojo/kanazawak/>
- ウ 3R夢ひろば 鶴見
所在地 鶴見区末広町 1-15-1 (鶴見工場内)
TEL 521-2191 FAX 521-2193
ホームページ : <http://www.city.yokohama.lg.jp/shigen/sub-soshiki/kojo/tsurumik/>
- エ 3R夢ひろば あさひ
所在地 旭区白根 2-8-1 (旭工場内)
TEL 953-4851 FAX 953-4852
ホームページ : <http://www.city.yokohama.lg.jp/shigen/sub-soshiki/kojo/asahik/>
- オ 3R夢ひろば 港南
所在地 港南区港南台 8-4-41 (港南事務所内)
TEL 832-0135 FAX 832-5204
ホームページ : <http://www.city.yokohama.lg.jp/shigen/sub-soshiki/jimusho/konan/>
- カ プレパーク・さかえ
所在地 栄区上郷町 1570-1 (栄事務所内)
TEL 891-9200 FAX 893-7641
ホームページ : <http://www.city.yokohama.lg.jp/shigen/sub-soshiki/jimusho/sakae/>

(4) その他

- ア 局事業紹介パンフレット「きれいなまちに」
資源循環局が行う事業全般を分かりやすく紹介するパンフレットです。区役所・収集事務所・工場に配架するほか、施設見学会、各種会合等で市民に配布しています。
- イ インターネットホームページによる情報提供
資源循環局の業務や3Rに関する情報などを、リアルタイムで分かりやすく市民に提供しています。
平成25年度トップページアクセス件数：約21万件
アドレス : <http://www.city.yokohama.lg.jp/shigen/>
また、ごみの分け方・出し方や分別方法などについて、より簡単・身近に情報提供するツールとしてモバイルサイトを開設(平成20年9月)し、携帯電話からもごみ関連の情報が確認できるよう情報発信をしています。
平成25年度トップページアクセス件数(モバイルサイト)：約6万件
アドレス : <http://m.city.yokohama.lg.jp/sj/>
- ウ 施設見学会
ごみ処理の実態を学び、ごみ減量の必要性等を理解して頂き、3Rの普及啓発を図るため、市民を対象に、焼却工場や選別センター等の見学会を実施しています。また、小学校4年生が授業の中でごみについて学習することにあわせて、小学校の社会科見学のひとつとして焼却工場の施設見学の全校受入れを実施しています。

平成 25 年度市内小学校 4 年生受入実績： 338 校

エ 横浜市ごみ分別辞典「MIctionary (ミクシヨナリー)」

出したいごみの品名を入力するだけで分別が分かる検索システムを、インターネット上で提供しています。

平成 25 年度 検索件数 約 58 万 8 千件

アドレス：<http://cgi.city.yokohama.lg.jp/shigen/bunbetsu/>

オ スマートフォンアプリによる情報提供

横浜市ごみ分別辞典「MIctionary (ミクシヨナリー)」や、収集曜日をカレンダー設定できる機能など、利便性の高い「横浜市ごみ分別アプリ」と、楽しみながらごみの分別を学べる「横浜市ごみ分別ゲーム」の 2 種類のスマートフォンアプリを提供しています。

平成 25 年度 ダウンロード数 約 1 万 5 千件

(「横浜市ごみ分別アプリ」 約 1 万 3 千件 「横浜市ごみ分別ゲーム」 約 2 千件)

カ ソーシャルネットワーキングサービス (ツイッター) による情報提供

平成 24 年 6 月 1 日から環境創造局及び地球温暖化統括本部と共同で、ツイッターの運用を開始しています。当局は記者発表情報といった横浜市が発信する情報をはじめ、エコライフに繋がるイベントの情報や、資源・環境に関する豆知識を発信しています。

アカウント名：横浜環境情報 twitter (@yokohama_kankyo)

フォロワー数 (当アカウント発信情報を受け取っている方の数)：2,082 人 (平成 26 年 5 月 28 日現在)

3 市民・事業者・行政が協働し、ごみ減量を推進



(1) 「ヨコハマ^{スリーアール}3R夢」推進会議

ごみと資源の総量とごみ処理に伴う温室効果ガスの削減に向けた^{スリーアール}3R行動の推進に向け、全市民的な体制として市長、副市長、技監、危機監理監、全区局・統括本部長からなる「ヨコハマ^{スリーアール}3R夢」推進会議を設置し、計画の進行管理、ごみと資源の総量とごみ処理に伴う温室効果ガスの削減目標・取組方針を決定し、全庁的に^{スリーアール}3R行動を推進しています。

また、各区の実情に合わせた形で推進体制を構築し、市民・事業者・行政が協働し、一体となって「ヨコハマ^{スリーアール}3R夢プラン」を推進するための行動計画の作成や進行管理をしています。

(2) 環境事業推進委員制度

環境事業推進委員は、市長の委嘱を受けて（任期2年、平成25・26年度：約4,500人）自治会・町内会などの地域や行政と緊密に連携し、ごみの減量による脱温暖化に向けた^{スリーアール}3R行動を中心に次のような取組を行っています。

- ・ ごみ集積場所における分別排出の実践・啓発活動
- ・ ^{スリーアール}3R活動を中心とした環境行動の実践・啓発活動
- ・ 地域清掃活動の推進
- ・ 清潔できれいな街づくりの推進
- ・ 地域への情報提供
- ・ 住民からの相談と行政機関への連絡

また、区ごとに連絡協議会を組織し、情報・意見の交換などを通じて推進委員相互の連携を強化しています。

(3) 横浜環境行動賞「ヨコハマ^{スリーアール}3R夢」推進者表彰

さまざまな地域活動の中で、「ヨコハマ^{スリーアール}3R夢」の推進に功労のあった個人・団体・事業者の表彰を行います。

平成25年度表彰者

区 分	個人	団体	事業者	合計
ヨコハマ ^{スリーアール} 3R夢行動推進者	11	10	—	21
^{スリーアール} 3R活動優良事業所	—	—	45	45
一般廃棄物収集運搬業優良事業者	—	—	20	20
清潔できれいな街づくり推進者	14	27	—	41
環境事業推進委員永年在職者	572	—	—	572
合 計	597	37	65	699

※記念講演会

日 時 平成25年12月1日
場 所 関内ホール 大ホール
講 師 秦 万里子（音楽家）
参加者 1,022名

(4) ヨコハマ^{リデュース} R ひろば

環境に負荷をかけない循環型社会を実現するため、分別・リサイクルはもちろんのこと、^{スリーアール}3 Rのうち、もっとも環境にやさしい取組であるリデュース（発生抑制）について、市民・事業者・行政の三者が協力して推進しています。

誰もが参加できる「ヨコハマ^{リデュース} R ひろば」では、ウェブサイトで情報の受発信を行っており、市民・事業者・行政の三者で構成される「ヨコハマ^{リデュース} R 委員会」では、リデュースに関する提案や相談を受けて、情報の提供、広報、協力者の紹介などを行っています。

平成 26 年度においては、三者の協力により実現した取組について PR していくことなどを通じ、市民や事業者に対してわかりやすい形でリデュース活動を提案し、横浜におけるリデュースの取組を推進していきます。

ヨコハマ^{リデュース} R ひろば (ウェブサイト <http://www.r-hiroba.jp/>)

<p>ヨコハマ^{スリム} 3 R 夢パートナー ・サポーター</p>	<p>「リデュースや^{スリーアール}3 Rに取り組もう！」そんな思いを持つ方や事業者等がウェブサイト上で参加登録するしくみです。</p> <p>【ヨコハマ^{スリム} 3 R 夢パートナー】(平成 26 年 3 月末現在 88 登録)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・横浜市内に事業所や店舗、活動拠点のある事業者・団体を対象 (*スーパー等と協定を締結し環境にやさしい消費、販売行動を推進する「G30エコパートナー協定」は平成 22 年度で終了) <p>【ヨコハマ^{スリム} 3 R 夢サポーター】(平成 26 年 3 月末現在 503 名)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・横浜市内の在住、在学、在勤の個人の方を対象
<p>メールマガジン</p>	<p>^{スリーアール}3 R やリデュースに関する最新の情報を届けます。</p>
<p>イベント開催・参加</p>	<p>いろいろな機会を捉えてリデュースの取組を PR します。</p>
<p>ヨコハマ^{リデュース} R 委員会</p>	<p>委員長：筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授 西尾チヅル 副委員長：横浜市町内会連合会 岩崎忠雄 ほか 25 名 (平成 26 年 4 月 1 日現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議：全体会議 (年 2 回開催予定) 検討会議 (提案が寄せられた場合に随時開催) <p>※ 平成 25 年度開催数：全体会議 2 回、検討会議等 3 回</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員会の役割：リデュースの取組実現に向けた支援の調整等 ・平成 25 年度活動例：マイボトルの推進、「食品ロス」削減の啓発活動等
<p>ヨコハマ^{リデュース} R ひろばブログ</p>	<p>横浜らしく、かっこよく、「もったいない」を楽しむために身の周りのちょっとしたリデュースにつながることを探し、実践・報告するブログです。</p>

4 徹底的なごみの分別と資源化の推進

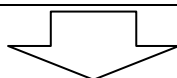
(1) 家庭系ごみ

ア 分別収集品目拡大事業

横浜市では、家庭ごみの減量・リサイクルを推進するため、缶・びん・ペットボトル、プラスチック製容器包装、スプレー缶、古紙、古布、燃えないごみの分別収集について、平成17年4月から全市で実施しています。

分別拡大前（5分別7品目）

家庭ごみ	缶・びん ・ペット ボトル	小さな 金属類	乾電池	粗大 ごみ
------	---------------------	------------	-----	----------



分別拡大後（10分別15品目）

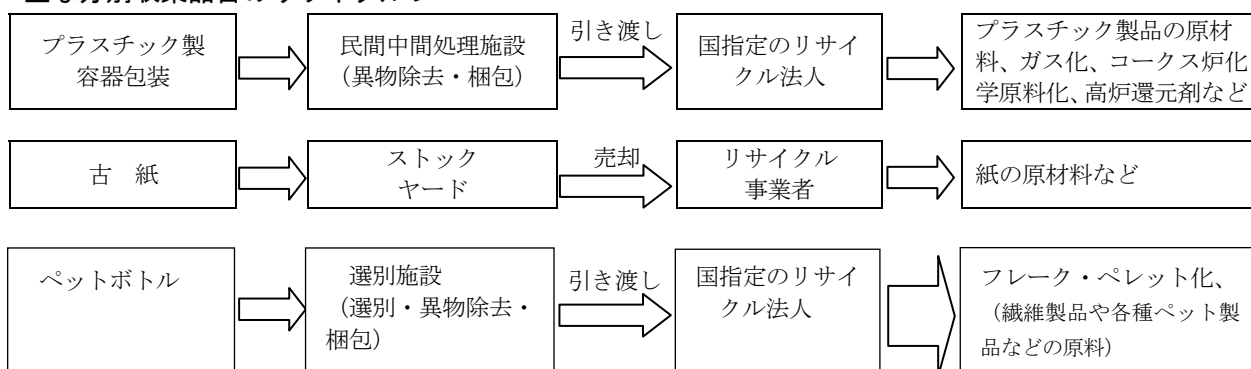
燃やす ごみ	プラス チック製 容器包装	スプレ ー缶	古紙(新聞、雑誌・ その他の紙、段ボー ル、紙パック)	古布	燃え ない ごみ	缶・びん ・ペット ボトル	小さな 金属類	乾電池	粗大 ごみ
-----------	---------------------	-----------	-----------------------------------	----	----------------	---------------------	------------	-----	----------

分別収集品目の資源化量（平成25年度実績）

（単位：トン）

プラスチック製容器包装	スプレー缶	古紙	古布	蛍光灯・電球	缶	びん	ペットボトル	小さな金属類	乾電池	粗大金属	ガラス残さ
48,079	627	2,687	791	201	9,654	22,337	12,064	5,163	485	6,464	5,224

主な分別収集品目のリサイクルフロー



※プラスチック製容器包装の市町村負担分は、横浜市が再商品化委託しています。

イ 缶・びん・ペットボトルの分別収集

家庭から排出された缶・びん・ペットボトルを資源として再生利用し、ごみの減量化を図っています。

缶・びんの分別収集は、平成5年3月から30%の世帯を対象に本格的にスタートし、平成6年10月からは市内の45%の世帯に拡大し、平成7年10月からは市内全域で実施しています。

ペットボトルの分別収集は、平成11年2月から緑区・青葉区・都筑区で実施し、平成12年2月には、港南区・戸塚区・栄区・泉区の4区へ拡大、平成13年2月には鶴見区、神奈川区、西区、中区へも拡大し、平成14年3月からは市内全域で実施しています。

収集した缶・びん・ペットボトルは、資源選別施設で缶は材質別、びんは色別に選別し、缶と無色・茶色のびんは品目ごとに再生資源として売却し、ガラスびんのうち無色・茶色以外のその他色のもの（特定事業者負担分）とペットボトルについては、容器包装リサイクル法に基づき指定法人に引き渡し再商品化しています。なお、その他色のガラスびんの市町村負担分は横浜市が再商品化委託しています。

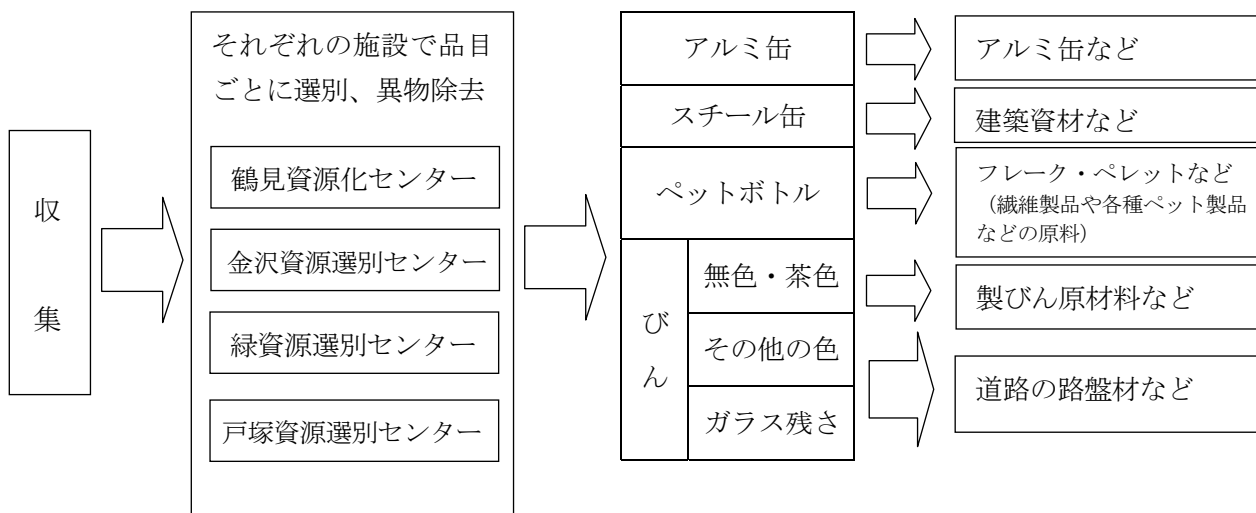
資源化実績（缶・びん・ペットボトル）

（単位：トン）

年 度		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
処理内訳	アルミ缶	4,582	4,672	4,571	4,545	4,611
	スチール缶	6,069	5,818	5,666	5,281	5,043
	びん	21,604	21,973	22,169	22,001	22,337
	ペットボトル	12,087	12,421	12,649	12,270	12,064
	ガラス残さ	5,579	5,435	5,357	5,222	5,224
	合計	49,921	50,319	50,412	49,319	49,279

※ 端数処理のため、品目ごとの和と最下段の計が一致しない場合があります。

缶・びん・ペットボトル分別収集フロー



ウ 古紙及び古布の分別収集

家庭から排出された古紙及び古布を資源として再生利用し、ごみの減量化を図っています。

古紙及び古布の分別収集は、平成15年10月のモデル事業から収集を開始し、モデル事業の結果を踏まえて平成16年10月から実施した6区における分別収集品目の拡大実施を経て、平成17年4月から全市で実施しました。平成26年4月から、市内の家庭から排出される古紙については、原則として資源集団回収により回収されています。（ただし、拠点回収及び「ふれあい収集」など戸別収

集が必要な場合は、行政による回収を実施しています。)

収集した古紙及び古布は、市内7か所のストックヤード(一時保管場所)に集め、そこで再資源化業者に引き渡します。引き渡した古紙及び古布は、選別・梱包された後、古紙は製紙メーカーなどで製紙原料としてリサイクルされ、古布は国内及び海外で古着としてリユースされたり、ウエスやフェルトなどの原料としてリサイクルされます。

エ プラスチック製容器包装の分別収集

家庭から排出されたプラスチック製容器包装を資源として再生利用し、ごみの減量化を図っています。

プラスチック製容器包装の分別収集は、平成15年10月のモデル事業から収集を開始し、モデル事業の結果を踏まえて平成16年10月から実施した6区における分別収集品目の拡大実施を経て、平成17年4月から全市で実施しました。

収集したプラスチック製容器包装は、中間処理施設で異物を除去した後に圧縮、梱包し、容器包装リサイクル法に基づき、指定法人に引き渡し資源化しています。なお、プラスチック製容器包装の市町村負担分は、横浜市が再商品化委託しています。

オ 粗大ごみ、小さな金属類、スプレー缶、乾電池及び蛍光灯・電球の分別収集

家庭から排出された粗大ごみのうち金属類と、小さな金属類、スプレー缶、乾電池及び蛍光灯・電球を資源として再生利用し、ごみの減量化を図っています。

カ 分別ルールを守らない者に対する罰則制度

「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」に基づき、分別にご協力いただいている多くの市民の皆さまが不公平感を抱かず、今後も意欲的に分別していただけるよう、繰り返し指導などを行っても分別しない方に対して罰則(過料2,000円)を科す制度を平成20年5月1日から実施しています。

【平成25年4月から平成26年3月までの状況】

調査した 集積場所数(延べ)	指導	勧告	命令	過料
30,889か所	3,300件	4件	0件	0件

キ 集合住宅対策

分別ルールの徹底・定着に向け、ルールが守られていない集合住宅を対象に、管理会社等に対して改善の取組への協力を依頼しています。

また、分別ルールが守られていない集合住宅について、要望に応じて早朝啓発や分別説明会等の啓発・指導を集中的に実施しています。

ク 資源集団回収促進事業

ごみの減量とリサイクル意識の醸成を目的として、紙類、布類、金属類、びん類の回収を、自治会・町内会、子ども会、老人会、PTA等市内約4,300団体が実施しています。

横浜市では、昭和58年度から資源集団回収の拡大に取り組んでおり、平成25年度は、登録団体に対して1kg当たり3円を、登録業者に対しては品目別に市況等を考慮した奨励金を回収量に応じて交付しました。

平成 26 年度も引き続き登録団体に対しては 1 k g 当たり 3 円を、登録業者に対しては品目別に市況に応じて算出した単価で回収量に応じて交付するなど、回収のより一層の促進を図ります。

平成 26 年 4 月から、市内の家庭から排出される古紙については、原則として資源集団回収により回収されています。(ただし、拠点回収及び「ふれあい収集」など戸別回収が必要な場合は、行政による回収を実施しています。)

登録団体数と回収量の推移

		21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
回収団体 (団体)		3,987	4,021	4,091	4,195	4,327
回収量 (ト)		180,771	185,791	189,534	193,178	194,336
品目別 回収量 (ト)	紙類	172,805	176,460	178,741	182,253	182,912
	布類	6,990	8,298	9,578	9,602	9,864
	金属類	960	1,013	1,168	1,270	1,490
	びん類	17	20	47	53	70

※ 端数処理のため、内訳の合計と回収量が一致しない場合があります。

ケ 資源回収ボックス

資源物のリサイクルとごみの減量化を推進するため、常設の資源回収拠点を設置し、市民の方々が持ち込む資源物を回収しています。

「港南資源回収センター」では、新聞、雑誌、その他の紙、段ボール、紙パック、布類、缶・びん・ペットボトルを回収しています。

また、一部の区役所・地区センター・コミュニティハウスなど 105 か所に設置した「資源回収ボックス」では、新聞、雑誌・その他の紙、紙パック、布類を回収しています。

コ センターリサイクル

センターリサイクルとは、各区の資源循環局事務所が実施している資源物の拠点回収です。

平成 17 年度からは、全収集事務所(緑区のみ長坂谷ヤード)において、資源物の受入れをしています。資源物の回収だけでなく、職員による分別方法の説明やアドバイスを、「ヨコハマ 3 R 夢」等を PR しています。

サ 家庭用生ごみコンポスト容器の購入助成

家庭から排出される生ごみを減量・リサイクルするために、生ごみをたい肥にする容器の購入助成(助成金額 上限 3,000 円/基、1 世帯 2 基まで)を行っています。平成 26 年度の助成基数は 500 基を予定しています。

購入助成基数

(単位: 基)

21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
708	569	562	426	468

参考: 平成 4 年度助成制度開始。累積 23,161 基

シ 家庭用電気式生ごみ処理機の購入助成

家庭から排出される生ごみを減量・リサイクルするため、家庭用電気式生ごみ処理機の購入助成（助成金額は購入額の2分の1とし、上限10,000円、1世帯1基まで）を行っています。平成26年度の助成基数は250基を予定しています。

購入助成基数 (単位：基)

21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
499	338	172	205	206

参考：平成15年度助成制度開始（14年度はモデル事業として実施）。累積12,074基

ス 土壌混合法

生ごみの減量に向けた取組の一つとして、土壌混合法の普及啓発を行っています。土壌混合法は、プランターを使用して、家庭からの生ごみを土と混ぜ合わせることで、土中の微生物が生ごみを分解し、土を栄養分豊かなものに変える方法で、生ごみを削減することができ、花や野菜を植える良質な土として使うことができます（平成25年度実績：各区講習会実施回数 計187回）。

セ 生ごみ資源化調査事業

更なる資源の有効利用と温室効果ガスの削減を目指し、燃やすごみの中に3割以上含まれている生ごみ等のバイオガス化について、他都市の動向等を踏まえ、創エネルギー効果などの観点から、本市における実現可能性を検討します。

ソ 小型家電回収・リサイクルモデル事業

平成25年10月から、携帯電話やデジタルカメラ等の小型家電について、本格的な回収実施に向けた検証を行うためのモデル事業を実施しています。

対象は、小型家電リサイクル法施行令に規定されている品目のうち、小型家電回収ボックスの投入口（30cm×15cm）に入る長さ30cm未満の使用済小型家電で、各区の総合庁舎や資源循環局事務所等に専用の回収ボックスを設置して回収するとともに、18区で行われる区民まつり等のイベント会場でも回収しています。

今後、国や事業者等の動向等を踏まえ、本市にあった回収方法やリサイクル手法等について検討していきます。

タ 廃棄物及び資源物の持ち去り禁止

平成25年4月1日より「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」の一部改正が施行され、集積場所等に出された廃棄物及び資源物を持ち去ることは禁止されています。条例に違反した場合、20万円以下の罰金に処されることがあります。

それに伴い、持ち去り対策として重点地区のパトロールを実施しています。

(2) 事業系ごみ

ア 減量・リサイクルの啓発、働きかけ

各種業界の会議等に出向くなど、様々な機会をとらえて、ごみ減量・リサイクルの実践について働きかけを行っています。

※ 平成25年度実績

事業者への働きかけ：13回 3,204名

イ 立入調査

大規模事業所は、条例に基づき年1回減量化・資源化等計画書を提出することになっており、これに記載されている内容と実際の取組状況等について立入調査を行い、減量・リサイクルと適正処理を指導します。さらに、平成23年度からは、台帳整理のため中小事業所への電話による現況確認を開始しました。

大規模事業所立入調査実績

年 度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
事業所数	2,668	2,668	2,698	2,785	2,800
調査件数	634	822	865	891	878
※参考 中小事業所 調査等件数	862	1,105	3,154	3,488	3,859

ウ 焼却工場での搬入物検査

焼却工場での搬入物検査を恒常的に実施し、古紙等の資源物や廃プラスチック類等の産業廃棄物が搬入された場合は、持ち帰り等の指導を行うとともに資源化ルートへの誘導等を行います。

また、問題の見受けられた収集運搬業者や排出事業者等へ立入調査を行い、分別の徹底について指導しています。

搬入物検査実績

年 度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
検査台数	164,095	176,847	185,475	188,243	184,958
指導台数	517	406	614	606	1,028
持ち帰り台数	32	27	47	66	63

エ 分別ルールを守らない事業者に対する罰則制度

「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」に基づき、ごみの分別区分や排出方法のルールを守ることを義務づけるとともに、繰り返し指導を行ってもルールを守らない事業者に対して改善を促し、最終的には罰則（過料2,000円）を科す制度を平成20年5月1日から実施しています。

オ 公共用コンポスト事業

小学校等に生ごみ処理機を設置し、給食残さをたい肥として再利用するとともに、環境教育への活用を図ってきました。

しかし、稼働機械が耐用年数を超過し、保守点検費や修繕費が高額になったことに加え、処理機メーカーの撤退等により、保守が困難な状況になったことから、教育委員会と協議の上、25年度で本事業は終了し、26年度は機械の撤去を行います。

※給食残さについては、教育委員会が実施する廃棄物等処理事業に移行しています。

カ 「市役所ごみゼロ」の推進

横浜市役所も一排出事業者として全職員にごみの発生抑制と分別を働きかけ、施設から排出されるごみの減量・リサイクルに取り組んでいます。

キ 「食べきり協力店」事業の推進

焼却される事業系ごみの3割以上を占める食品廃棄物の減量化が課題となっています。

そこで、飲食店等の協力をいただきながら、効果的に食べ残しを減らす取組を実践していただける店舗を「食べきり協力店」として登録し、取組内容等をホームページで紹介しています。

平成24年度は関内地区を中心にモデル的に実施しましたが、平成25年度からは対象を全市に拡大し本格実施しています。

今後も引き続き「食べきり協力店」事業の取組を積極的かつ継続的に進め、市内に食べきりの輪を広げていきます。

食べきり協力店取組項目（以下の5項目のうち1つ以上を実践していただいています。）

- ・小盛りメニュー等の導入
- ・持ち帰り希望者への対応
- ・食べ残しを減らすための呼びかけ実践
- ・ポスター等の掲示による、食べ残し削減に向けた啓発活動の実施
- ・上記以外の食べ残しを減らすための工夫

食べきり協力店登録状況

	平成24年度 (モデル事業)	平成25年度 (全市)	累計
飲食店	100	320	420
宿泊施設	4	1	5
計	104	321	425

5 環境に配慮したごみ処理の推進

(1) 焼却処理

横浜市では、鶴見工場、旭工場、金沢工場及び都筑工場の4工場で、減量化、資源化してもなお残る可燃ごみの全量を焼却処理しています。

現在稼働中の焼却工場は、高性能な設備を備え、ろ過式集じん器（バグフィルター）、排ガス脱塩設備、脱硝設備、排水処理設備等を設けるなど公害防止にも細心の注意を払い、さらに工場建物自体のデザインを地域の景観と調和するよう創意工夫し、敷地内には植樹などを施して緑化に努めています。

また、焼却工場から発生する蒸気は、発電に利用するとともに自家消費及び余熱利用施設への供給を行い、熱エネルギーの多角的有効利用を図っています。

なお、保土ヶ谷工場については、平成22年度から一時休止しており、バックアップ工場として位置付けるとともに、工場の既存施設を利用した中継輸送施設を整備し、効率的な収集体制を確保しています。

工場別焼却量

(単位：トン)

年 度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
鶴 見 工 場	255,108	261,606	270,501	282,575	237,674
保土ヶ谷工場	122,758	—	—	—	—
旭 工 場	125,533	126,147	129,568	129,921	126,587
金 沢 工 場	267,380	289,435	283,710	283,836	304,943
都 筑 工 場	151,225	229,694	234,812	215,933	225,238
合 計	922,004	906,882	918,591	912,265	894,442

※保土ヶ谷工場は、平成22年3月に休止。

焼却工場における排出ガス中のダイオキシン類濃度

(単位：ng-TEQ/m³)

工場名	号炉	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
鶴 見	1	0.011	0.0073	0.0044	0.0065	0.00053
	2	0.0015	0.0033	0.0013	0.0011	0.0000054
	3	0.0083	0.0058	0.0029	0.0040	0.0092
保土ヶ谷	1	—	—	—	—	—
	2	0.023	—	—	—	—
	3	0.019	—	—	—	—
旭	1	0.0055	0.000092	0.000065	0.000035	0.00071
	2	0.0020	0.000040	0.0039	0.00015	0.0000066
	3	0.0058	0.00000021	0.0000011	0.00064	0.00014
金 沢	1	0.000026	0.00000012	0.00011	0.0000063	0.00016
	2	0.000070	0.00000082	0.00020	0.0000080	0.0000028
	3	0.000028	0.00000065	0.00093	0.00013	0.0000026
都 筑	1	0.028	0.0056	0.025	0.051	0.000056
	2	0.046	0.051	0.061	0.085	0.00081
	3	0.048	0.070	0.42	0.022	0.025

※22年度以降、保土ヶ谷工場は通年稼働なし

・排出基準 1ng-TEQ/m³ (金沢工場は、0.1ng-TEQ/m³)

(2) 焼却灰の有効利用

最終処分場の延命化と環境負荷の低減を図るため、焼却灰の有効利用を進めています。

平成 26 年度は、平成 22 年度から一時休止していた金沢工場灰溶融施設を再稼働させて、焼却灰の一部を溶融スラグ化し、道路路盤材として有効活用しています。また、平成 25 年度に引き続き民間事業者への焼却灰資源化委託を行っています。

(3) 埋立処分

現在、横浜市では臨海部海面にある南本牧廃棄物最終処分場 1 か所で埋立処分を行っており、焼却残さ等の一般廃棄物と産業廃棄物を受け入れています。

この南本牧廃棄物最終処分場と平成 23 年 3 月末に埋立を終了した神明台処分地では、排水処理施設を設置し、処分場から発生する浸出水の適正な浄化処理を行うとともに、定期的に大気、水質、土壌等の環境調査を実施するなど、処分場周辺の環境に影響を与えないよう環境保全に努めています。

平成 26 年度からは、南本牧廃棄物最終処分場をより長く使うために、埋め立てた廃棄物の高密度化工事を行います。また、平成 29 年度の開設に向け整備中の、南本牧ふ頭第 5 ブロック内の新規処分場については、遮水護岸工事等の施工とあわせて、新規排水処理施設の実施設計を行うとともに、工事に着手していきます。

一般廃棄物埋立量

(単位：トン)

年 度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
神明台処分地	113,003	121,196	—	—	—
南本牧処分場	12,592	16,846	138,823	139,603	135,523
計	125,595	138,042	138,823	139,603	135,523

(4) 焼却工場の余熱利用

現在横浜市内で稼働中の4つの焼却工場（鶴見工場、旭工場、金沢工場、都筑工場）では、ごみ焼却時に発生する熱エネルギーを有効に活用するとともに、財源の確保を図っています。

焼却工場では、ごみ焼却に伴い発生する蒸気を、工場内の機器、冷暖房に利用するほか、工場に併設した余熱利用施設（温水プール、老人福祉センター、高齢者保養研修施設（ふれーゆ）等）に供給しています。

また、蒸気タービン発電機による発電を行っており、発電された電力を工場内の機器運転や照明に利用するほか、各工場の余熱利用施設、北部第二水再生センター、北部及び南部汚泥資源化センターに供給し、更に、余剰電力を電気事業者に売却しています。

平成25年度の売却電力量は、磯子区の世帯に相当する約7万2千世帯が、1年間に消費する電力となります。売電収入は、平成25年3月よりFIT制度（※）の適用を受けたことにより前年度と比較して大幅増収し、約42億円もの収入になりました。

平成25年度発電実績（平成25年4月～平成26年3月）（単位：kWh）

	総発電電力量	内 訳		
		所内消費量	余熱利用施設等	売電電力量
鶴見工場	88,685,790	28,926,483	3,396,810	56,362,497
旭工場	45,445,290	16,691,750	425,520	28,328,020
金沢工場	135,801,560	43,251,400	1,402,340	91,147,820
都筑工場	83,920,620	24,743,750	2,369,230	56,807,640
計	353,853,260	113,613,383	7,593,900	232,645,977

注）鶴見工場の所内消費量には鶴見資源化センター消費量、金沢工場の所内消費量には金沢資源選別センター消費量を含みます。

鶴見工場及び金沢工場の売電電力量は環境創造局への売電電力量を含みます。

※再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT制度）

再生可能エネルギー源（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス）を用いて発電された電気を、国が定める固定価格以上で一定の期間売却できる制度で、平成24年7月1日にスタートしました。平成25年3月から旭工場及び金沢工場がこの制度を適用して電力を売却しています。

(5) 廃棄物減量化・資源化技術等の調査・研究

廃棄物の更なる減量化や資源化、適正処理の推進等に関する技術の調査・研究を行っています。

(6) 排出禁止物・適正処理困難物

横浜市では、有害性物質を含むもの、著しく悪臭を発するもの、危険性のあるもの、容積又は重量の著しく大きいもの、その他本市の行う処理に著しい支障を及ぼすものを排出してはならないこととしています(例えば、タイヤ、オートバイ、消火器、化学薬品、バッテリー、塗料等)。

また、家電リサイクル法に基づき、テレビ、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機、エアコンの4品目は市が収集しない品目(排出禁止物)になっています。

さらに、家庭で使用しているパソコンは平成15年10月から製造事業者による自主回収・リサイクルが義務づけられたため、排出禁止物に指定しました。

なお、スプリングマットレスは処理が困難なことから、適正処理困難物として指定しています。

今後も、県内や首都圏の自治体とも連携して、事業者の団体等に働きかけ、回収等の一貫した処理システムの構築を求めています。

(7) 一般廃棄物処理業者に対する許可及び指導

事業活動に伴って発生する一般廃棄物の収集運搬や処分を業として行う者に、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物収集運搬業及び処分業の許可を行っています。

また、許可を与えた業者には、事業系ごみの減量・リサイクル及び適正処理が推進されるよう適宜指導を行っています。

一般廃棄物処理業者数（年度末現在）

年 度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
収集運搬業	117	119	118	116	117
処分業	12	13	14	13	13

6 環境にやさしい、きれいな街づくりの推進

「清潔で安全な街・ヨコハマ」の実現に向け、街の美観や快適な生活環境を損なう空き缶等の散乱防止対策、不法投棄防止対策及び放置自動車対策を行っています。

(1) クリーンタウン横浜事業

「横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例」に掲げた「清潔で安全な街・ヨコハマ」の実現に向けて、クリーンタウン横浜事業を実施しています。

この事業では、清潔な街をつくるため、主要駅や繁華街などを美化推進重点地区として指定し、歩道等の清掃と路上違反広告物の除去を一体的に行う「クリーンアップ事業」を実施しています。

また、各区では、美化推進員による清掃活動やポイ捨て防止の啓発活動を行っています。

さらに、たばこの火による火傷や服の焼け焦げなどから市民の安全を守るため、横浜駅周辺地区、みなとみらい21地区、関内地区、鶴見駅周辺地区、東神奈川・仲木戸駅周辺地区、新横浜駅周辺地区の6地区を喫煙禁止地区に指定しています。喫煙禁止地区では職員が巡回し、違反者には2,000円以下の過料を適用しています。

美化推進重点地区における活動状況（平成25年度）

重点地区数	全25か所 都心部：6か所（横浜駅周辺地区、みなとみらい21地区、関内地区、山下・元町地区、伊勢佐木・野毛地区・新横浜地区） その他各区主要駅周辺：19か所
面積	都心部：443ha　その他各区主要駅周辺：485.6ha
都心部美化推進員数	19人（うち、喫煙禁止地区内の指導員：16人）
各区美化推進員数	83人
各区美化推進員による、歩行喫煙者等への啓発指導	849件（喫煙禁止地区内の処分適用件数は別途下表のとおり）
歩道清掃（清掃日数）	52日～361日

※都心部及び各区美化推進員数は平成26年4月1日時点

喫煙禁止地区における活動状況（平成25年度）

喫煙禁止地区数	<6か所> 横浜駅周辺地区 みなとみらい21地区 関内地区 鶴見駅周辺地区 東神奈川・仲木戸駅周辺地区 新横浜駅周辺地区
合計面積	約25ha
美化推進員数	16人
過料処分適用件数	1,803件



(2) 不法投棄防止対策

不法投棄防止対策として、不法投棄されたごみの早期撤去を行うほか、不法投棄されやすい地域での夜間監視パトロールの実施や警報装置の設置など、防止策の強化を図っています。また、市内全域で営業活動しているタクシー業界と「不法投棄の情報提供に関する協定」を締結しています。

さらに、各区では、地域の実情に応じた不法投棄防止策の実施や、広報よこはま区版を活用しての不法投棄防止の啓発活動を行っています。

不法投棄防止実績

年 度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
夜間監視パトロールの実施	延 210 日	延 400 日	延 481 日	延 705 日	延 600 日
警報装置（うち新規）	37 台(1)	38 台(1)	39 台(1)	39 台(0)	38 台(0)
防止立て看板の作成	3,530 枚 (プラスチック製)	240 本・脚有 195 枚・脚無	2,315 枚 (プラスチック製)	250 本・脚有 303 枚・脚無	1,575 枚 (プラスチック製)
※不法投棄処理	約 1,485 t	約 1,512 t	約 1,256t	約 1,160 t	約 1,458 t
河川清掃及び沿岸不法投棄処理	約 198 t	約 179 t	約 192 t	約 100 t	—

※ 処理実績については、委託（大規模、放置自動車周辺ごみ）による処理量を含みます。

(3) 放置自動車の処理

放置自動車の撤去処理については、「横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例」に基づき実施しています。

処理にあたっては、市民の方々からの通報等をもとに調査を行い、所有者の判明した車両については、所有者に撤去をさせるほか、所有者が判明しない車両については、廃物判定委員会に諮問し廃物と判定されたもの、及び本来の用に供することが困難であることが明らかと市長が認めたものについて、公告、廃物認定を経た後に撤去しています。

放置自動車処理実績

(単位：件)

年 度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
発見・通報	262	188	154	151	152
委員会諮問	112	92	62	57	50
諮問不要	14	7	4	4	8
横浜市撤去	95	112	65	63	50
自主撤去	163	127	108	104	99

※ 撤去については、発見・通報をした年度を越えて実施している場合があります。

第5 し尿処理

1 収集処理の状況

本市の、し尿処理方法は、「くみ取りで処理するもの」と「水洗化処理（下水道処理又は浄化槽処理）によるもの」に大別されます。

平成 25 年度末におけるし尿処理状況は、本市人口約 370 万人のうち、くみ取り処理約 0.1%、浄化槽処理約 0.4%と推計されます。

2 終末処理の状況

平成 25 年度のし尿及び浄化槽汚泥等の収集量は 34,710 kl で、全量を磯子検認所で受入れ、前処理をした後、環境創造局水再生センターへ圧送し、最終処理をしました。

3 浄化槽

浄化槽は、公共下水道処理区域以外でトイレを水洗にするための設備です。平成 25 年度に申請受理した基数は 49 基で、その設置累計は 7,612 基です。

横浜市では、これらの浄化槽の設置及び維持管理が適正に行われるよう「浄化槽法」、「廃棄物処理法」及び「建築基準法」等に基づいた指導を行い、生活環境の保全に努めています。

(1) 浄化槽設置の手続き

ア 建築確認申請等を要する場合

人員算定、浄化槽の構造等の内容について業務課浄化設備係で審査を行います。浄化槽設置者は審査終了後、建築確認申請書に浄化槽関係書類を添えて建築局建築安全課又は指定確認検査機関に提出します。

イ 建築確認申請等を要しない場合

古い浄化槽から新しい浄化槽に入れ替えるなど、建築確認を必要とせずに浄化槽を設置するときは、浄化槽設置者は浄化槽設置届出書（正・副各 1 通）を業務課浄化設備係に提出します。

(2) 設置指導及び工事検査

浄化槽の新設・変更について、関係法令等に基づいて浄化槽設置の審査・指導及び工事検査を行っています。

平成 25 年度に行った浄化槽設置の審査・指導及び工事検査等件数は 162 件です。

(3) 維持管理指導

浄化槽の機能を最大限に発揮させ、悪臭・水質汚濁等を未然に防ぎ、生活環境の保全を図るため、維持管理指導を行っています。また、これらの維持管理指導の際には、リーフレット「暮らしの中の浄化槽」を有効に活用し、市民の啓発に努めています。

また、平成 26 年 4 月 1 日現在、浄化槽の清掃業許可業者（18 社）が清掃を実施しており、清掃の励行と確認のため清掃後にステッカー「浄化槽清掃済証」を貼るように指導しています。

平成 25 年度指導実績

ア 浄化槽立入指導

浄化槽管理者に対する相談処理、法定受検指導及び定期検査に基づく改善等立入指導（131 基）

イ 大型浄化槽を主体とした水質検査の実施・指導（198 基）

ウ 清掃業者等関係業者の指導（1 件）

4 し尿・浄化槽等汚泥収集状況

（単位：k l）

年 度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
し 尿 収 集 量	8,436	8,121	7,967	7,664	7,392
浄化槽汚泥等収集量	28,079	27,831	26,846	27,041	27,318
総 収 集 量	36,515	35,952	34,813	34,705	34,710

5 公衆トイレ・災害対策用トイレ

市内には資源循環局管理の公衆トイレが、平成 26 年 4 月 1 日現在 79 か所あります。清掃は原則 1 日 1 回、日曜を除く週 6 回（一部、火曜・木曜を除く週 4 回）行い、清潔の保持に努めています。

また、地震等の災害時のし尿処理対策として地域防災拠点に災害対策用トイレを配備しています。（一部の地域防災拠点には下水直結式仮設トイレの整備をすすめています。）

第6 産業廃棄物

1 産業廃棄物

(1) 発生状況と処理状況

「産業廃棄物」は大企業や大規模工場だけでなく、身近な様々な事業所からも排出され、種類が多く、処理方法も多様です。

平成24年度の横浜市における産業廃棄物発生量（推計）は、約1,093万トン（前年度比0.8%減少）です。中間処理等による減量化量は約713万トン、再生利用量は約292万トン、埋立や海洋投入により最終処分される量は約87万トンとなっています。

産業廃棄物の発生量と処理状況の変化

（単位：千トン／年）

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
発生量	10,777	10,119	10,782	11,018	10,930
減量化量	6,944	7,411	7,306	7,073	7,129
再生利用量	2,930	2,046	2,626	2,880	2,919
最終処分（埋立、海洋投入）が必要な量	903	662	850	1,066	870

(2) 産業廃棄物の処分状況

最終処分の方法としては、埋立処分と海洋投入処分の2つの方法があります。

平成25年度に市内で埋立処分された量は、14,211トンでした。内訳は、処分業者による処分2,966トン、市による処分11,245トンとなっています。

一方、海洋投入処分された量は、858,601トンで、その種類は赤泥及び建設汚泥（非水溶性無機性汚泥）です。

市内で稼働中の産業廃棄物最終処分場は、事業者及び民間処理業者が設置した施設がそれぞれ1施設、公共関与による施設が1施設あります。平成25年度末現在、民間処理業者の最終処分場については残容量が少なくなっています。

なお、我が国では海洋投入処분을禁止するロンドン条約^(※)の批准をしており、今後の海洋投入処分の在り方が問われています。

※ロンドン条約

「廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約」（ロンドン条約）は、国際的に海洋投棄に関する規制を取り決め、陸上発生廃棄物の投棄による海洋汚染の防止を目的として、1972年（昭和47年）に採択され、1975年（昭和50年）に発効。日本は1980年（昭和55年）に批准

2 第6次横浜市産業廃棄物処理指導計画（産廃3R夢プラン）^{スリム}

横浜市では、市内で発生する産業廃棄物の発生抑制、減量化・資源化、適正処理を進めるため、本市の産業廃棄物行政の方向性や施策を体系化し示した「横浜市産業廃棄物処理指導計画」を、昭和60年から5年ごとに策定しており、現在は第6次計画（平成23年3月策定、計画期間 平成23年度～27年度）に沿って取組が行われています。

【計画目標】

1 もっと進めよう3R^{スリーアール}

- (1) 市内総生産あたりの産業廃棄物発生量について10%削減を目指します。
- (2) 産業廃棄物の3Rを推進し、平成27年度の再生利用率・減量化率の合計を93%以上に引き上げ、最終処分率を発生量の7%以下とすることを目指します。

2 環境にやさしい処理で、今も未来も安全・安心

- (1) 市内で保管されているPCB廃棄物について、平成28年度までに処分が完了するよう体制を整えます。
- (2) 産業廃棄物の不適正処理を未然防止するため、監視パトロールを強化します。
- (3) 処理業者について、排出事業者が安心して委託できる評価制度を実施します。
- (4) 公共関与による新規最終処分場の整備をします。
- (5) 地球温暖化対策として、熱回収施設の認定や低公害車の利用を促進します。
- (6) 緊急・災害時の廃棄物処理体制を見直し、整備します。

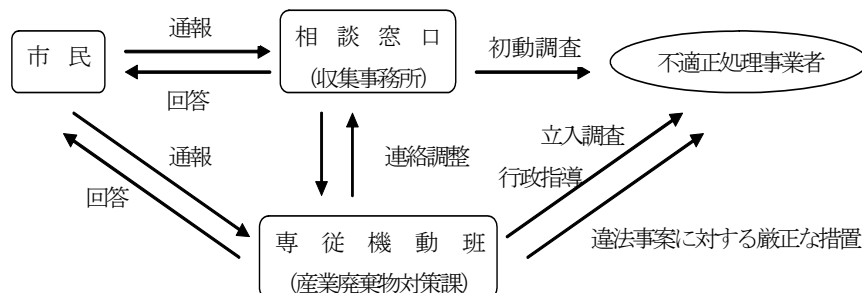
3 みんなで考えよう、産業廃棄物のこと

- (1) 市民が産業廃棄物を身近に感じられるよう啓発活動を実施します。
- (2) 排出事業者に課せられる届出、報告等の整理統合をします。
- (3) 事業系廃棄物に関する問合せ先の一体化を検討します。



3 不適正処理の監視・指導

平成17年4月1日から、不適正処理に対して迅速な対応を図るため、各区の収集事務所に産業廃棄物の相談窓口を開設しました。また、産業廃棄物対策課に県警OB職員を中心とする専従機動班を設置し、事務所と連携しながら、違法事案に対し厳正な措置を講じていくなど産業廃棄物の適正処理監視・指導の強化を図っています。



苦情件数の推移

(単位：件)

年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
件数	72	48	84	97	108

4 排出事業者指導

市内に約 14 万ある事業所の中から、特に重点的に指導する事業所を定め、計画的に立入指導を行っています。対象となるのは、有害な物質を含む汚泥・燃え殻等の廃棄物を排出する可能性のある事業所や、感染性廃棄物・アスベスト等特殊な廃棄物を発生する事業所などであり、立入指導対象事業所約 6,400 を中心に立入指導を行って廃棄物の発生状況や処理状況を指導しています。また、汚泥・燃え殻等については抜取調査を行い、処分基準を超えていないかどうかを確認しています。平成 25 年度の事業所立入数は 870 件、分析調査は延べ 29 検体行いました。

また、「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則」に基づいて、毎年 1 回、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物を排出している約 500 事業所を対象に、処理に関する報告書を徴収しています。徴収した報告書は、事業所を指導するための資料として活用するとともに、産業廃棄物の発生量・処分量の把握や将来推計等に使用しています。

平成 26 年度も事業者指導強化対策として、引き続き、解体工事現場や砕石処理施設等への立ち入り等の指導を強化する等、再生砕石への石綿（アスベスト）含有産業廃棄物の混入防止を徹底しています。処理法改正に伴い新たに創設された、建設工事に伴い生じる産業廃棄物の保管場所の届出制度の円滑な運用を進め、適正処理に向けた指導を強化しています。

5 PCB 廃棄物適正処理の推進

市内の PCB 廃棄物のうち高濃度 PCB 廃棄物は、日本環境安全事業株式会社の東京処理施設（1 都 3 県の PCB 広域処理施設）において、低濃度 PCB 廃棄物は廃棄物処理法に基づく無害化処理認定施設において順次処理されています。

平成 24 年度にポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法が改正され、PCB 廃棄物の処分の期間は平成 39 年 3 月 31 日まで延長されましたが、処理が行われるまでの間、法令及び平成 24 年 4 月に施行した横浜市ポリ塩化ビフェニル廃棄物適正管理指導要綱に基づき、適正に保管・管理するよう指導します。

また、適正な保管が困難な事業者等の PCB 廃棄物が優先して処理されるように引き続き関係機関と調整を進めています。

6 処理業者指導

産業廃棄物処理業は、「産業廃棄物」の収集運搬業と処分業、「特別管理産業廃棄物」の収集運搬業と処分業の4種類の許可区分に分類されます。(処分業とは、焼却・破砕などの中間処理業及び埋立・海洋投入の最終処分業です。)

(1) 許可件数の推移

(単位：件)

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
新規	492 (40)	469 (28)	21 (2)	9 (2)	6 (1)
変更	128 (16)	94 (14)	46 (5)	15 (1)	29 (5)
更新	1,107 (75)	1,038 (80)	89 (7)	87 (8)	72 (14)
合計	1,727 (131)	1,601 (122)	156 (14)	111 (11)	107 (20)

() は内数＝特別管理産業廃棄物処理業、許可件数は許可内容(業の種類)ごとに集計

(2) 産業廃棄物処理業許可業者数

年度 許可内容	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
収集運搬	6,083	6,148	2,447	1,822	1,355
収集運搬 中間処理	106	107	69	65	64
中間処理	14	14	52	55	58
収集運搬 最終処分	0	0	0	0	0
中間処理 最終処分	0	0	1	1	1
最終処分	2	2	2	2	2
合計	6,205	6,271	2,571	1,945	1,480

(3) 実績の報告

処分業者から実績報告書の提出を求め、廃棄物の処理量等処理実績の把握を行っています。

(4) 立入指導

産業廃棄物の適正処理推進のため、処理業者に対して現地審査や立入指導を行っています。

7 最終処分指導

市内で埋立処分、海洋投入処分される汚泥、燃え殻、鉍さい、ばいじん等の環境に与える負荷の高い廃棄物については、排出事業者が事前に提出する分析報告書により基準を満たしていることの確認をしてから最終処分を認めることとしています。

最終処分場に対しては、法令に基づく処分基準、承認制度、処理伝票や帳票類の整理等の遵守状況の把握、廃棄物の抜取検査、排水処理などの維持管理等についての指導監督を行っています。

また、埋立終了後の処分場についても、排水処理施設の維持管理や跡地整備に関する指導を行うため、立入検査を実施しています。

8 公共関与による処理処分施設

横浜市では公共事業の円滑な推進や市内中小企業の排出事業者責任に基づく適正処理を補完するため、平成5年から南本牧廃棄物最終処分場において、産業廃棄物の受入れを行っています。

9 建設リサイクル法等に係る事務

建設系廃棄物の再資源化を進めるため、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(以下「建設リサイクル法」という。)に基づく届出書の審査及び現場パトロール等により、分別解体等の指導を行っています。また、建築物等の解体における石綿対策等について指導を行っています。

さらに、建設リサイクル法では対象外となっている床面積の合計が80㎡未満の建築物の解体工事についても、平成17年11月に「建築物の解体工事に係る指導要綱」を定め、届出書の審査及び現場パトロール等により分別解体等及び石綿対策等の指導を行っています。

届出等の件数

(単位：件)

年度		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
法	届出	5,879	6,468	6,568	7,351	7,593
	通知	1,456	1,321	1,183	1,309	1,270
計		7,335	7,789	7,751	8,660	8,863
要綱		1,342	1,396	1,461	1,564	1,643
計		8,677	9,185	9,212	10,224	10,506
現地指導調査		369	432	443	426	406

10 自動車リサイクル法に係る事務

使用済自動車のリサイクルや適正処理を図るため、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」(以下「自動車リサイクル法」という。)が施行され、平成16年7月1日から使用済自動車の解体業や破砕業に対する許可制度が実施されました。

さらに、平成17年1月1日から使用済自動車の引取業の登録制やリサイクル料金の預託制度など自動車リサイクル法が本格施行されました。

また、許可を取得した事業者に対しては許可基準が遵守され、環境への影響が起きないように指導しています。

登録・許可業者数(平成26年3月末現在)

登録業者		許可業者	
引取業	623	解体業	45
フロン類回収業	88	破砕業	11

11 戸塚区品濃町産業廃棄物処分場対策

戸塚区品濃町最終処分場については、「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」に基づき、地下水汚染の拡散防止対策や廃棄物崩落・飛散防止対策を、本市が行政代執行で行っています。

第7 東日本大震災後の対応

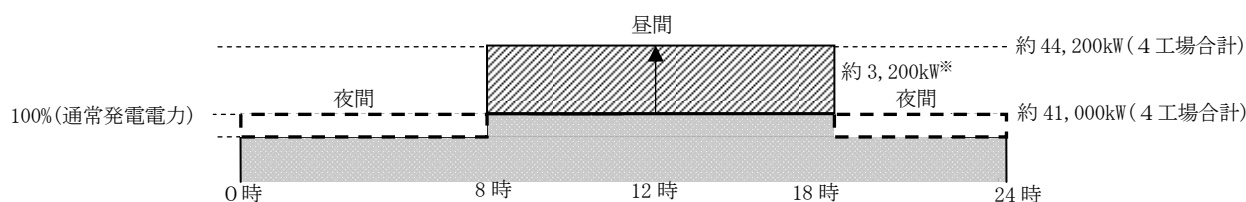
1 夏の電力不足対策

(1) 取組内容

横浜市役所の夏の電力不足対策の中で、電力消費ピーク時における電力不足対策に貢献するため、資源循環局焼却工場独自の取組として、平日夜間及び土日の焼却量を減らし、その分を電力需要の高い平日昼間に焼却することで、この間の発電電力を4,400kW(約10%)増やす目標を立て、取り組みました。

(2) 取組結果

7月から9月の発電電力については、4工場合計で約3,200kW(約7%)増加となりました。



※増加分約3,200kW(4工場合計)：約2,700世帯の夏場ピーク時消費電力に相当

図 平日発電電力アップイメージ

2 放射線対策

東日本大震災による原子力発電所事故を受けて、ごみの処理・処分を行っている施設における放射性セシウムの濃度や空間線量の測定、焼却灰からの放射性セシウムの溶出防止対策等を行っています。

(1) 焼却工場での測定結果

ア 焼却灰(主灰、飛灰)※¹

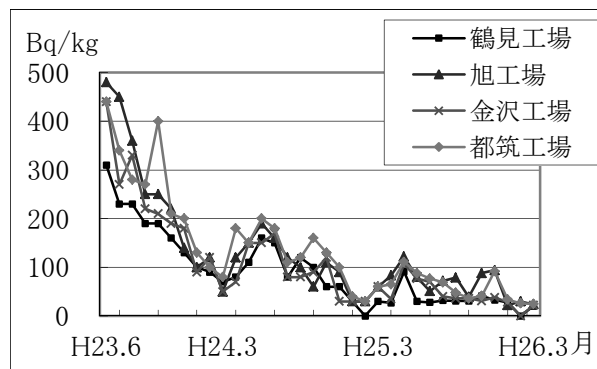
平成23年6月から全工場で放射性セシウム(Cs-134及びCs-137)の測定を始め、埋立の基準※²である8,000Bq/kgを下回っています。

主灰の放射性セシウム(Cs-134とCs-137の合計)の測定結果

(単位：Bq/kg)

	H23年 6月	H26年 1月	H26年 2月	H26年 3月
鶴見工場	310	28	不検出	20
旭工場	480	22	30	24
金沢工場	440	28	不検出	22
都筑工場	440	34	26	25

定量下限 Cs-134、Cs-137：それぞれ20Bq/kg

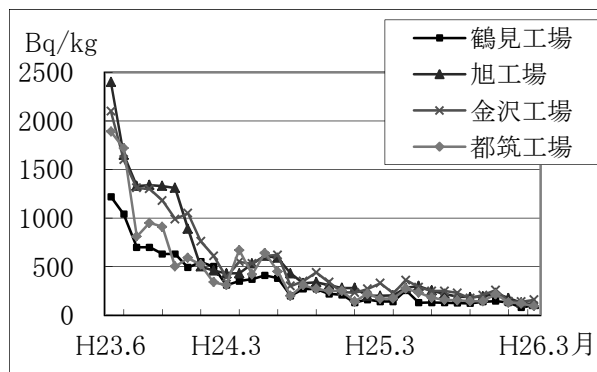


飛灰の放射性セシウム（Cs-134 と Cs-137 の合計）の測定結果

(単位：Bq/kg)

	H23年 6月	H26年 1月	H26年 2月	H26年 3月
鶴見工場	1,220	130	79	105
旭工場	2,400	176	128	112
金沢工場	2,100	142	139	159
都筑工場	1,890	131	121	93

定量下限 Cs-134、Cs-137：それぞれ 20Bq/kg



※1 「主灰」及び「飛灰」

「主灰」とは、ごみを焼却した際の燃え殻のことです。また「飛灰」とは、排ガス中に含まれるばいじんが大気中に排出されるのを防ぐために設置しているろ過集じん機(バグフィルタ)で捕集したばいじんをセメント等で固化したものです。

※2 埋立の基準

放射性物質汚染対処特別措置法（以下、「特措法」という）では、事故由来放射性物質である Cs-134 及び Cs-137 の放射能濃度の合計が 8,000Bq/kg を超えた場合は、「指定廃棄物」として国が処理することとしています。8,000Bq/kg 以下については、廃棄物処理法に基づき処理できることとされています。

イ 排ガス

平成 23 年 8 月に旭工場から放射性セシウム（Cs-134 及び Cs-137）の測定を始め、10 月以降は全工場に測定しており、全て不検出(定量下限値未満)となっています(濃度限度^{※3}は Cs-134 で 20Bq/m³、Cs-137 で 30Bq/m³ 定量下限値はそれぞれ 2Bq/m³)。

ウ 工場排水

平成 23 年 8 月から全工場に放射性セシウム（Cs-134 及び Cs-137）の測定を始め、平成 23 年 9 月に鶴見工場に Cs-137 が 13Bq/L 検出されましたが、それ以外は全て不検出(定量下限値未満)となっています。(濃度限度^{※3}は Cs-134 で 60Bq/L、Cs-137 で 90Bq/L 定量下限値はそれぞれ 10Bq/L)。なお、工場排水は、都筑工場では場内で再利用しているほか、鶴見工場、旭工場及び金沢工場では下水道へ放流しています。

エ 敷地境界等での空間線量

平成 23 年 7 月から全工場の敷地境界及び工場内の飛灰処理作業場所等で空間線量測定を行っており、市内で継続的にモニタリングしている地点での測定値と同レベルとなっています。

(2) 最終処分場での測定結果

ア 排水

平成 23 年 6 月から神明台処分場及び南本牧最終処分場について、排水処理施設の流入水及び放流水に含まれる放射性セシウム（Cs-134 及び Cs-137）の測定を行っており、全て不検出(定量下限値未満)となっています(濃度限度^{※3}は Cs-134 で 60Bq/L、Cs-137 で 90Bq/L 定量下限値はそれぞれ 10Bq/L)。

イ 周辺海水・地下水

平成 23 年 6 月から南本牧最終処分場周辺海水、9 月から神明台処分地周辺地下水の放射性セシウム (Cs-134 及び Cs-137) の測定を行っています。全て不検出 (検出下限値未満) となっています (濃度限度^{※3}は Cs-134 で 60Bq/L、Cs-137 で 90Bq/L 定量下限値はそれぞれ 1 Bq/L)。

ウ 敷地境界等での空間線量

平成 23 年 7 月から最終処分場の敷地境界や埋立場所、神明台スポーツ施設で空間線量測定を行っており、市内で継続的にモニタリングしている地点での測定値と同レベルとなっています。

※3 濃度限度

特措法施行令で定められた特定一般廃棄物・特定産業廃棄物を処理する焼却工場や最終処分場では、処理に伴い発生した排ガスや排水に含まれる原発事故由来の放射性セシウムの濃度を監視することで施設周辺の大气や、河川等の公共の水域において、それぞれの 3 か月間の平均濃度の下表の濃度に対する割合の和が、1 を超えないようにすることと定められています。

	Cs-134	Cs-137
空气中的濃度限度	20Bq/m ³	30Bq/m ³
公共の水域の濃度限度	60Bq/L	90Bq/L

(3) 焼却灰からの放射性セシウム溶出防止対策

ア 焼却工場における対策

工場で発生した飛灰は、水と接触すると放射性セシウムを溶出しやすいことから、バグフィルター (ろ過集塵装置) の前でゼオライト (吸着剤) を噴きつけ、さらに混練機にベントナイト (吸着剤) を添加する溶出防止対策を平成 24 年 4 月から全工場で実施しています (図-1)。

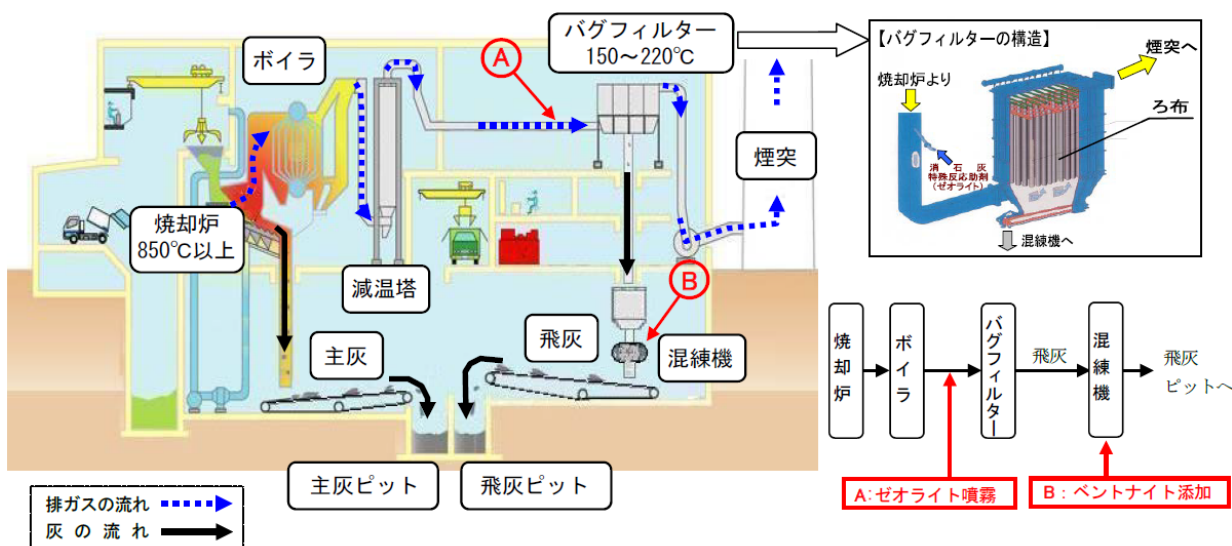


図-1 焼却工場の処理フロー

イ 南本牧最終処分場における対策

飛灰からの放射性セシウムの溶出を防止するため、処分場の内水の一部を締切堤で仕切った場所(平成24年5月完成)と既に陸地化した部分を掘削した場所を飛灰の埋立ゾーンとし、主灰との分離埋立を行っています(図-2)。

また、処分場排水処理施設における放射性セシウム除去対策として、活性炭吸着塔6塔のうち2塔に活性炭の代わりにゼオライトを充填するとともに、第二凝集沈殿槽にゼオライト粉末液を添加し、セシウムを除去して汚泥として回収できるよう施設を改修(平成24年12月完成)し、セシウムの吸着機能を高める対策を行っています(図-3)。

なお、これらの設備は、通常時は使用せず、処分場内水中のセシウム濃度が上昇した場合に稼働させます。



図-2 飛灰埋立ゾーン

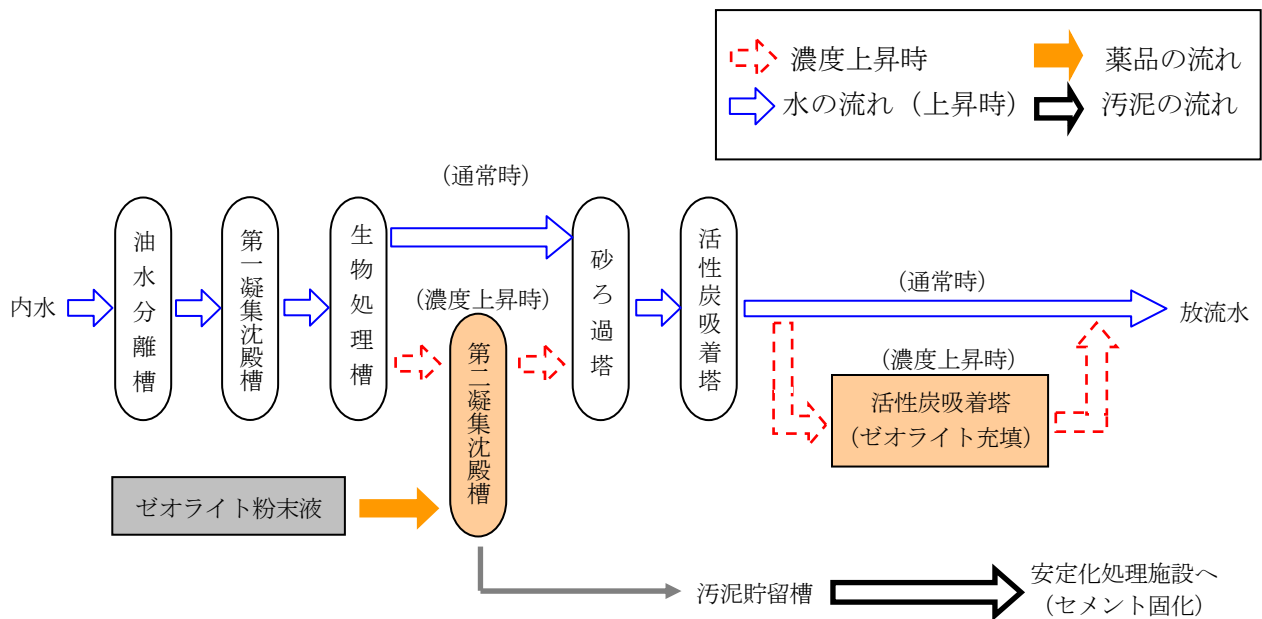


図-3 排水処理のフロー

第8 研 修 ・ 厚 生

1 職員研修

各種研修を実施することにより、職員の資質向上に努めています。

- ・ 技能職員研修
- ・ 資源循環局指導員研修
- ・ 人権啓発研修
- ・ 新採用及び局配置転換職員研修
- ・ 普通救命講習（平成16年2月から、救急救命技術をマスターするために実施）
- ・ 応急手当普及員講習（平成16年5月に実施し、各事務所に配置）
- ・ 資源循環研修会

2 衛生管理

資源循環局の業務特性から、職員の健康確保のため、総務局にて実施する定期健康診断に加え、作業内容に応じた特別健康診断を実施します。

(1) 特別健康診断等

じん肺健康診断、埋立処分地（硫化水素中毒予防）健康診断、腰痛健康診断、破傷風予防接種

(2) その他

作業用被服のクリーニング、救急薬品の配付

3 事故防止対策

労働衛生教育や研修等の諸施策を講じ、事故防止に努めています。

(1) 労働衛生教育等

交通事故防止研修、安全作業研修

(2) 諸施策

安全衛生委員会、交通事故防止連絡会

第9 公益財団法人横浜市資源循環公社

公益財団法人横浜市資源循環公社は、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用及び適正処理等並びに地球温暖化対策に関する諸事業を行うことにより、市民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るとともに、環境負荷の少ない持続可能な循環型社会及び低炭素社会の形成に寄与することを目的に、事業を行っています。

1 概要

(1) 設立年月日

昭和 55 年 10 月 1 日

※ 平成 24 年 4 月 1 日付けで、公益財団法人に移行。

(2) 所在地

横浜市中区桜木町 1 丁目 1 番地の 56

横浜市みなとみらい 21・クリーンセンター 6 階

(3) 基本財産（平成 26 年 4 月 1 日現在）

10,000 千円

2 業務内容

(1) 資源選別施設管理運営業務

分別収集により集められた資源物（缶・びん・ペットボトル等）の選別・資源化施設の管理運営を行っています。

(2) 南本牧廃棄物最終処分場管理運営業務

南本牧廃棄物最終処分場の管理及び搬入される廃棄物の検査・検量・埋立処分・処分費の徴収等を行っています。

(3) 粗大ごみ自己搬入施設等管理業務

市民が直接粗大ごみを持ち込むストックヤードや港南資源回収センター、リユース品のストックヤードの管理運営を行っています。

(4) 輸送事務所管理運営業務

横浜市が収集した家庭ごみを効率的に搬送するため、大型車に積み替えて焼却工場へ運搬する輸送事務所の管理運営を行っています。

(5) リユース食器貸出業務

リユース食器の貸出業務及び啓発イベントの開催、イベントへのブース出展等の啓発活動を行っています。

(6) 廃棄物処理施設を建設する地方自治体への技術支援業務

焼却施設や資源化施設等の廃棄物処理施設を建設する地方自治体から依頼を受け、施設の建設や運転等に精通する職員を派遣して技術的な助言や支援を行います。

(7) 貨物コンテナ用シャーシ置き場貸付業務

南本牧廃棄物最終処分場陸地化部分の一部をコンテナ用シャーシの置き場として貸し付けを行っています。

(8) クリーンセンター管理運營業務

横浜市みなとみらい 21・クリーンセンタービルの管理運営を行っています。

(9) 廃棄物管路収集施設管理運營業務

みなとみらい 21 地区から排出される廃棄物を、空気の流れを利用した輸送システムにより収集する廃棄物管路収集施設の管理運営を行っています。

(10) 神明台処分地スポーツ施設管理運營業務

神明台処分地のスポーツ施設及び多目的広場等の管理運営を行っています。

(11) 搬入土砂監視検査業務

大黒ふ頭及び幸浦の中継所において、建設発生残土の受入・監視・検査を行っています。

1 一般廃棄物処理手数料及び産業廃棄物処分費用

種別	取扱区分	手数料及び費用			徴収方法
		通常の場合	特別に加算する場合		
		額	基準	額	
動物の死体		1個につき 6,500円			その都度徴収する。
し尿	第26条第1項第4号に規定する事業系一般廃棄物を横浜市が収集し、運搬し、及び処分する場合	便器1基につき 3,000円			収集し、運搬し、及び処分する前に、納付書(第50号様式)または納入通知書により徴収する。
動物の死体及びし尿以外の一般廃棄物	(1) 第26条第1項第3号に規定する事業系一般廃棄物を横浜市が収集し、運搬し、及び処分する場合	1キログラムにつき 26円	処理が通常の方法により 難しい場合	5割相当額	(1) 2か月を1期とし、納入通知書により徴収する。
	(2) 第26条第1項第5号に規定する事業系一般廃棄物を横浜市が収集し、運搬し、及び処分する場合	事業系一般廃棄物の性状、排出方法等を勘案して市長がその都度定める額			(2) その都度徴収する。
	(3) 家庭から排出される粗大ごみを横浜市が収集し、運搬し、及び処分する場合並びに排出者が市長が指定する横浜市の施設に搬入した当該粗大ごみを横浜市が処分する場合	1キログラムにつき26円を基準として品目別に規則で定める額。ただし、適正処理困難物については、第44条第3項の規定に基づき規則で定める額を加算する			(3) 収集し、運搬し、又は処分する前に、粗大ごみ納付書(第50号様式)により徴収する。
	(1) 市長が指定する横浜市の施設に搬入された一般廃棄物を横浜市が処分する場合	1キログラムにつき 13円			その都度徴収する。
	(2) 前号の場合において、同号の算定基準によることが著しく実情にそわないと市長が認めるとき	1立方メートルにつき 3,250円			
産業廃棄物	(1) 南本牧廃棄物最終処分場以外の横浜市の施設で処分する産業廃棄物	1キログラムにつき 13円	処理が通常の方法により 難しい場合	5割相当額	その都度徴収する。
	(2) 前号の産業廃棄物のうち、同号の算定基準によることが著しく実情にそわないと市長が認めるもの	1立方メートルにつき 3,250円			
	(1) 南本牧廃棄物最終処分場で処分する政令第6条第1項第3号イに掲げる産業廃棄物又は建設工事に伴い発生する土砂を主成分とする汚泥	1キログラムにつき 13円			
	(2) 南本牧廃棄物最終処分場で処分する産業廃棄物のうち、前号の産業廃棄物以外のもの	1キログラムにつき 15円50銭 60			

2 ごみ処理手数料の推移

区分 施行期	単 位	ごみ処理手数料	備 考
昭和 26. 9	2 斗入(4.5kg)	5 円	昭和 26. 8 市じん芥条例の制定
29. 10	〃	5 円	昭和 29. 10 清掃法施行に伴う市条例の制定
33. 12	5 キログラム	5 円	昭和 33. 10 計量法改正に伴う改正
37. 4	1 キログラム	70 銭	昭和 37. 4 市清掃条例等改正(但し一般家庭は無料)
40. 8	〃	1 円	昭和 40. 8 市清掃規則の一部改正
41. 4	〃	2 円	昭和 41. 4 市清掃条例、規則の一部改正
47. 2	〃	〔処分地搬入 1 円 50 銭〕 〔工場搬入 2 円〕 6 円	昭和 46. 12 市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、規則の制定
49. 4	〃	〔処分地搬入 2 円〕 〔工場搬入 3 円〕 7 円	昭和 49. 2 市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正
51. 4	〃	(施設搬入 3 円 50 銭) 11 円	昭和 50. 12 市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正 昭和 51. 1 市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正
53. 4	〃	(施設搬入 5 円) 15 円	昭和 52. 12 市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正
59. 2	〃	(施設搬入 6 円) 17 円	昭和 58. 10 市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正 昭和 58. 12 市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正
平成 5. 4	〃	(施設搬入 9 円 50 銭) 26 円	平成 4. 9 市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する 条例の制定
9. 1	〃	粗大ごみ 1 キログラムにつき 26 円を基準として規則で定める	平成 8. 3 市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する 条例の一部改正
13. 4	〃	(施設搬入 13 円)	平成 12. 12 〃 平成 13. 3 市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する 規則の一部改正

3 動物死体処理手数料の推移

区分 施行期	単 位	動物死体処理手数料	備 考
昭和 26.9	1個につき	200円	昭和29.10 清掃法 昭和30.1 業者委託
41.4	〃	400円	昭和41.4 市清掃条例、規則の一部改正
47.2	〃	500円	昭和46.12 市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、規則の制定
51.4	〃	1,200円	昭和50.12 市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正 昭和51.1 市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正
52.4	〃	1,500円	昭和52.2 市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正
53.4	〃	2,000円	昭和52.12 市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正
59.2	〃	2,500円	昭和58.10 市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正 昭和58.12 市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正
平成 5.4	〃	3,000円	平成4.9 市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の制定
13.4	〃	4,500円	平成12.12 市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正 平成13.3 市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則の一部改正
17.4	〃	6,500円	平成17.3 市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正